

第9回 交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会

環境調査結果について
(東京～大阪間のうち、山梨～長野間)

平成22年10月20日

<目 次>

1. 調査範囲 (p1～6)

- ①調査範囲の位置 p2
- ②調査範囲の取り扱い p3
- ③調査範囲の周辺状況 p4～6

2. 地域特性 (p7～48)

- ①大気環境 p8～11
- ②水環境 p12～15
- ③土壌環境・その他 p16～19
- ④動物・植物・生態系等 p20～39
- ⑤景観 p40～43
- ⑥触れ合い活動の場 p44～45
- ⑦文化財 p46～47
- ⑧廃棄物・温室効果ガス p48

3. まとめ (p49～52)

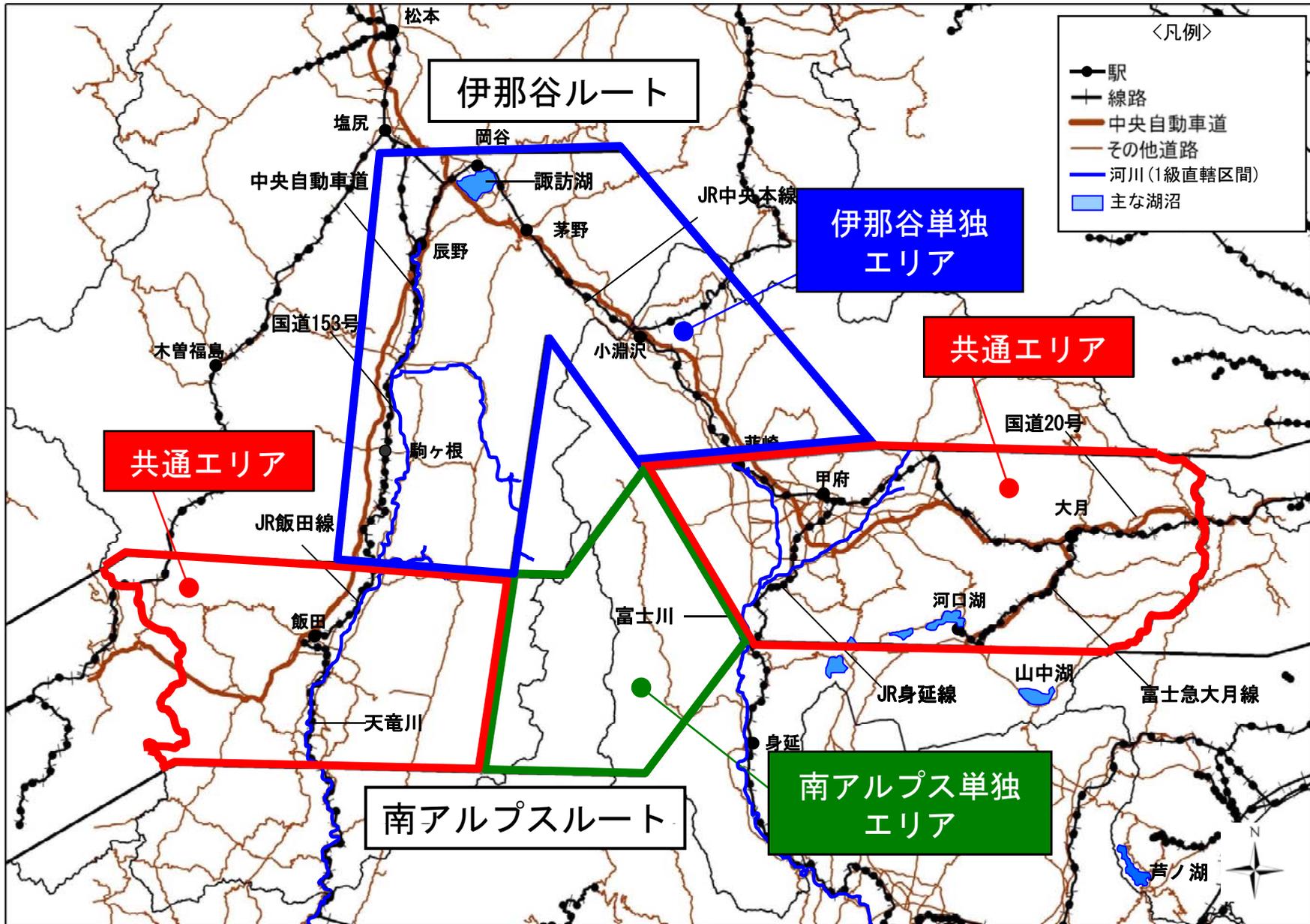
1. 調査範囲

- ・ 路線名： 中央新幹線
- ・ 起 点： 東京都
- ・ 終 点： 大阪市
- ・ 主要な経過地：
甲府市附近、名古屋市附近、奈良市附近



①調査範囲の位置

1. 調査範囲



②調査範囲の取り扱い

1. 調査範囲

1) 伊那谷ルート、南アルプスルートの調査対象範囲

- ・ 両ルートとも山梨県・神奈川県境から、長野県・岐阜県境までの区間を対象とする。
- ・ 両ルートが重複しない固有の範囲をそれぞれ「伊那谷単独エリア」・「南アルプス単独エリア」とし、重複する山梨県・長野県内の範囲を「共通エリア」とする。
- ・ 両ルートとも上記のエリア内を調査対象範囲とする。
- ・ 両ルートの調査対象範囲の面積は、伊那谷単独エリアが2,300km²、南アルプス単独エリアが860km²、共通エリアが2,900km²（東側1,700km²、西側1,200km²）である。

2) 集計方法

- ・ 面的、線的、点的な情報に分けて、両ルートの調査対象範囲内について集計する。

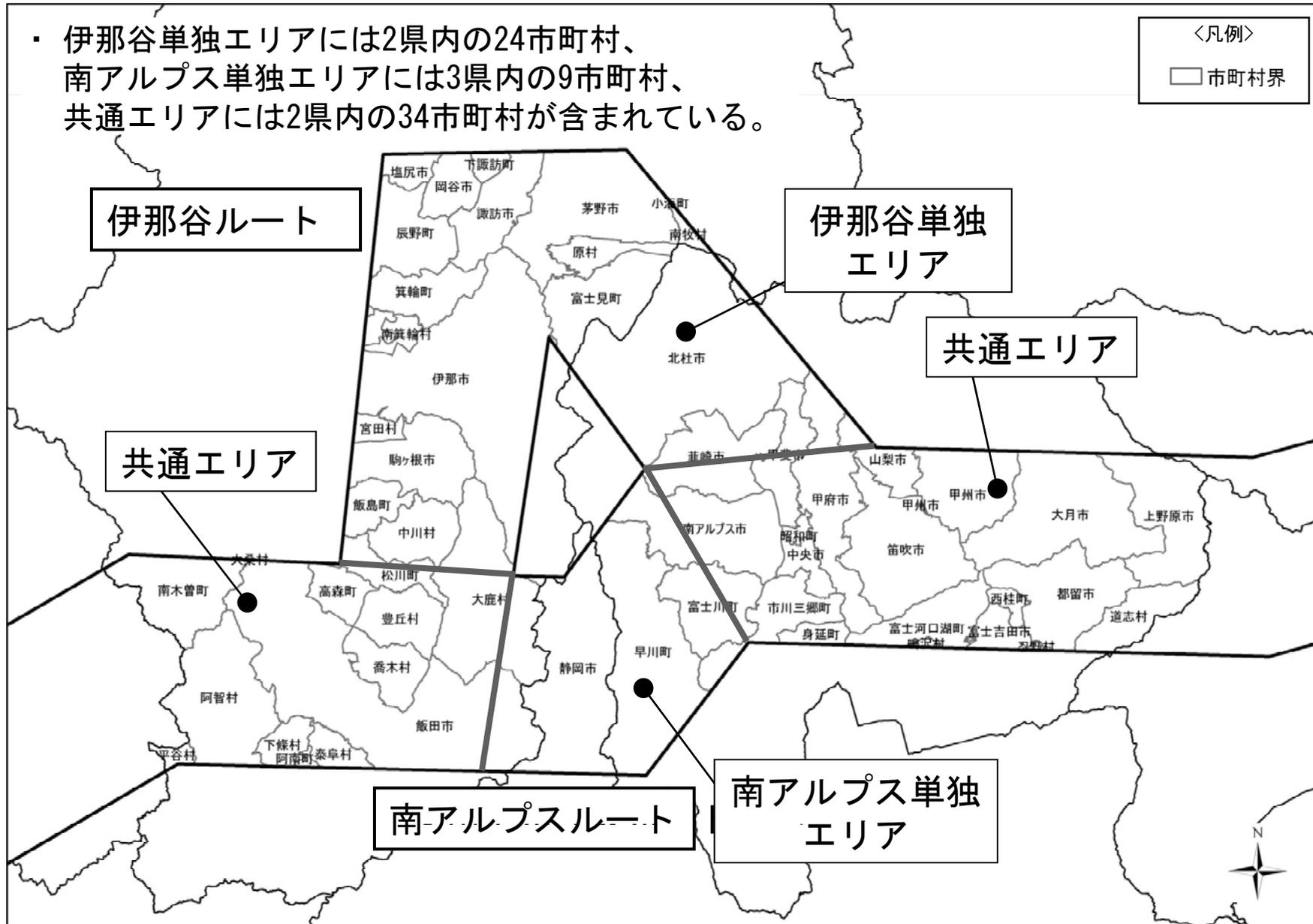
3) 収集資料

- ・ 収集資料は国、都府県の公表している資料とし、環境要素8項目について整理した。

③調査範囲の周辺状況 〈市町村の状況〉

1. 調査範囲

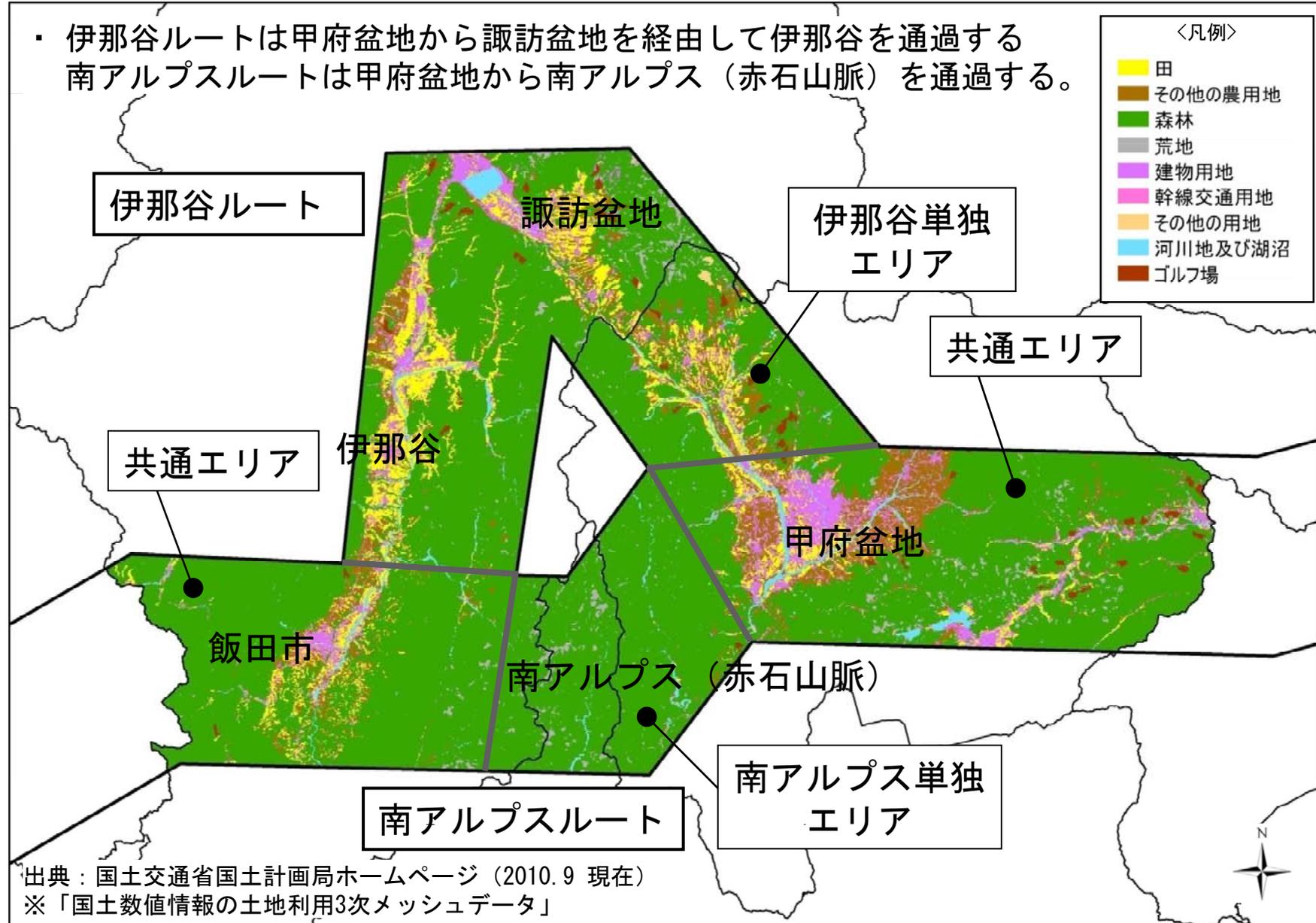
- 伊那谷単独エリアには2県内の24市町村、南アルプス単独エリアには3県内の9市町村、共通エリアには2県内の34市町村が含まれている。



③調査範囲の周辺状況 <土地利用の状況>

1. 調査範囲

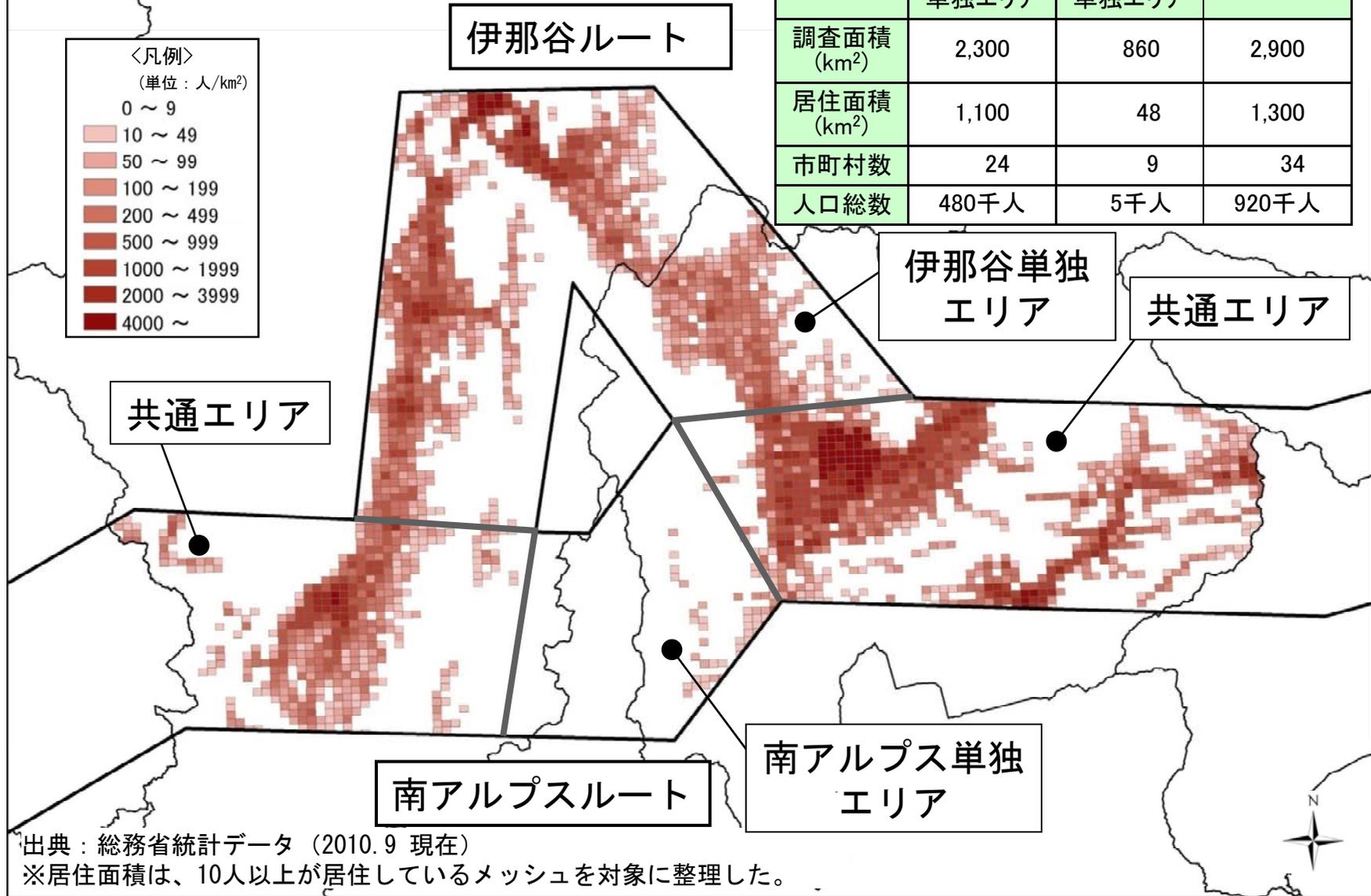
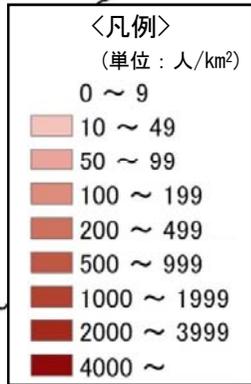
- 伊那谷ルートは甲府盆地から諏訪盆地を經由して伊那谷を通過する
南アルプスルートは甲府盆地から南アルプス（赤石山脈）を通過する。



③調査範囲の周辺状況 <人口の状況>

1. 調査範囲

・調査範囲内の人口分布は、下図のとおり。



	伊那谷 単独エリア	南アルプス 単独エリア	共通エリア
調査面積 (km ²)	2,300	860	2,900
居住面積 (km ²)	1,100	48	1,300
市町村数	24	9	34
人口総数	480千人	5千人	920千人

出典：総務省統計データ（2010.9 現在）

※居住面積は、10人以上が居住しているメッシュを対象に整理した。

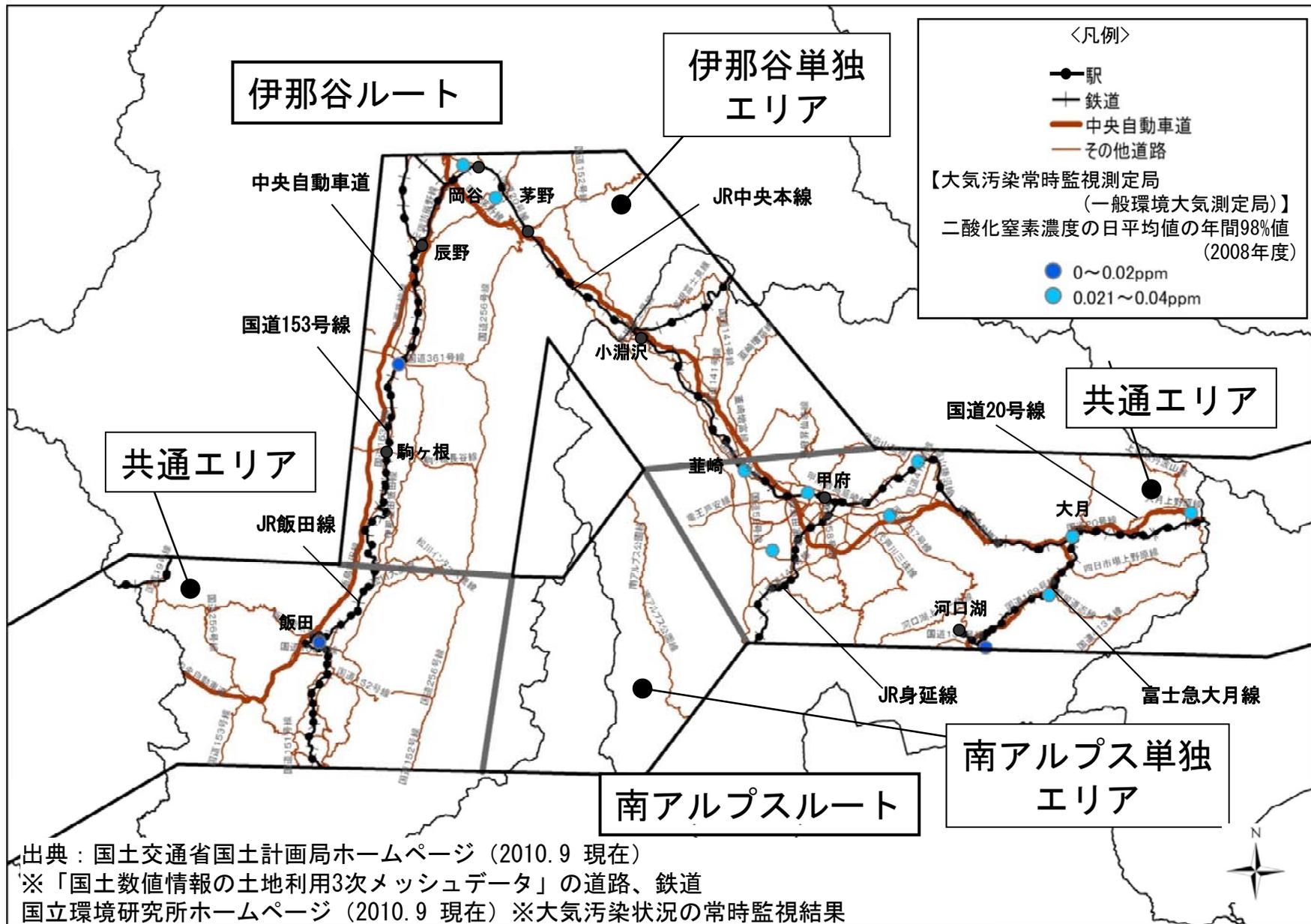
2. 地域特性

山梨～長野間（山梨県、静岡県、長野県）の地域特性として以下の8項目の環境要素についてとりまとめた。

環境要素	とりまとめ内容
① 大気環境	大気質の概要、騒音・振動・悪臭規制地域
② 水環境	環境基準類型指定、湧水
③ 土壌環境・その他	土壌汚染指定区域、注目すべき地形
④ 動物・植物・生態系等	自然公園、自然環境保全地域等、鳥獣保護区、農業地域、森林地域、植生区分、自然性の高い植生、森林垂直分布、特定植物群落、巨樹・巨木
⑤ 景観	都道府県独自制度、自然景観資源
⑥ 触れ合い活動の場	主要な観光地
⑦ 文化財	文化財
⑧ 廃棄物・温室効果ガス	廃棄物・温室効果ガス

①大気環境 <位置図概要>

2. 地域特性



①大気環境 〈大気質の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア		南アルプス単独エリア		共通エリア	
大気汚染常時監視測定局 (一般環境大気測定局) (単位:箇所)	3	大気汚染常時監視測定局 (一般環境大気測定局) (単位:箇所)	—	大気汚染常時監視測定局 (一般環境大気測定局) (単位:箇所)	10
二酸化窒素濃度 (日平均値の年間98%値) (2008年度、単位:ppm)	0.017~ 0.026	二酸化窒素濃度 (日平均値の年間98%値) (2008年度、単位:ppm)	—	二酸化窒素濃度 (日平均値の年間98%値) (2008年度、単位:ppm)	0.020~ 0.032

二酸化窒素濃度の測定結果は、すべての測定局で大気汚染に係る環境基準（0.04～0.06ppmのゾーン内またはそれ以下）を満足している。

また、当該地域は、大気汚染防止法の総量規制指定地域とはなっていない。

環境基本法に基づき、大気の汚染に関し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「大気の汚染に係る環境基準」が定められている。

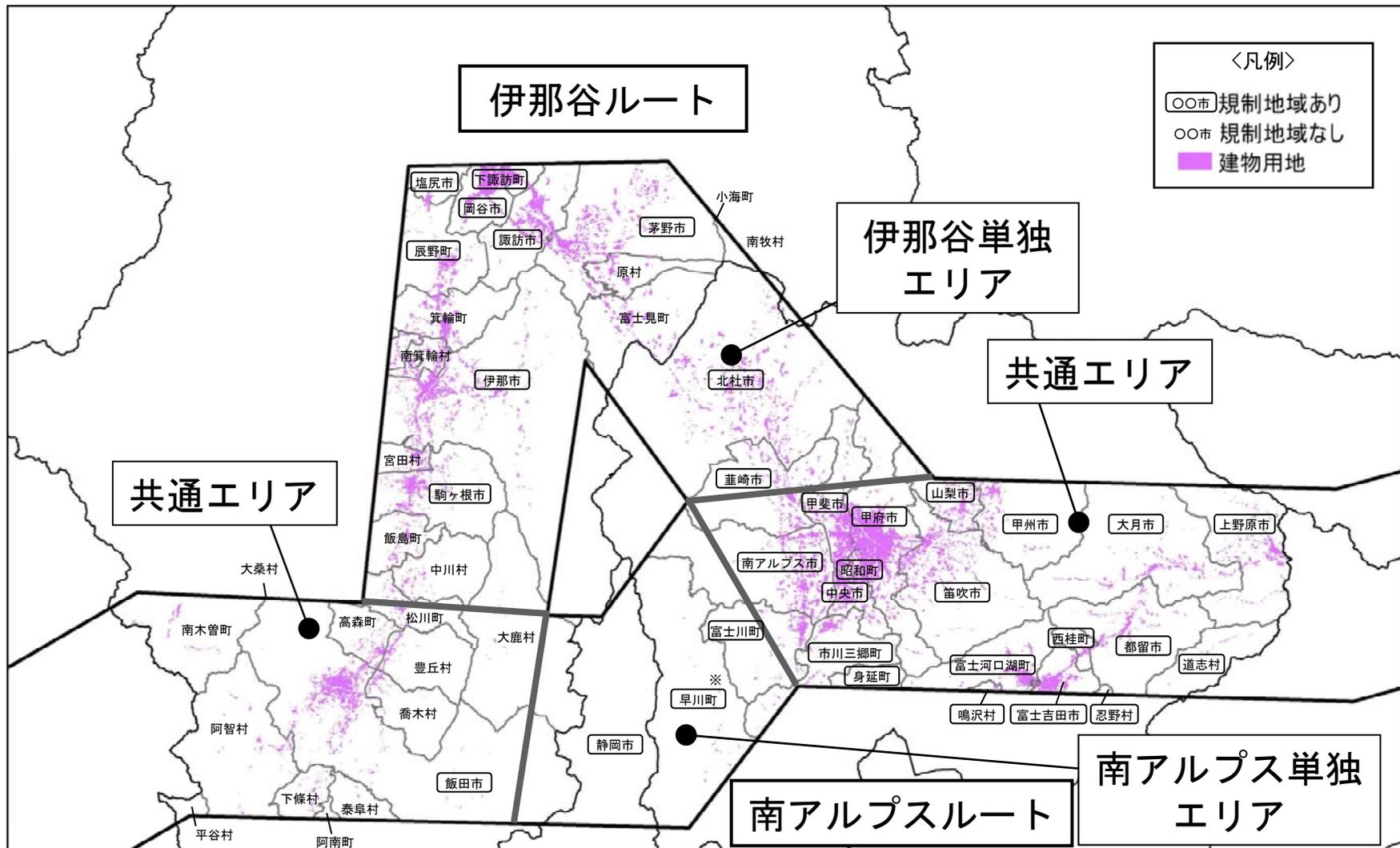
大気汚染の測定局は一般環境大気測定局や自動車排出ガス測定局の2種類があり、このうち一般環境大気測定局は、特定の大気汚染物質発生源（工場・事業場、自動車等）の影響を直接受けない場所に設置され、住宅地等の一般的な生活空間における測定を実施している。

「日平均値の年間98%値」とは、1年間の測定で得られた日平均値を大小順に並べたとき、小さい方から数えて98%目に当たる値のことであり、環境基準の達成状況の評価に用いられる。

また、大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設から排出される大気汚染物質の排出基準が施設の種類・規模に応じて定められており、大気汚染が深刻な地域においては、さらに厳しい規制基準が総量規制基準として定められている。総量規制基準が適用される地域を総量規制指定地域といい、硫酸酸化物及び窒素酸化物について地域指定が行われている。

①大気環境 〈騒音・振動・悪臭規制地域〉

2. 地域特性



※早川町には、騒音規制法、振動規制法に基づく規制地域はあるが、悪臭防止法に基づく規制地域はない。

出典：国立環境研究所ホームページ（2010.9 現在）※騒音規制法、振動規制法、

悪臭防止法に基づく規制地域の指定

国土交通省国土計画局ホームページ（2010.9 現在）※土地利用メッシュ

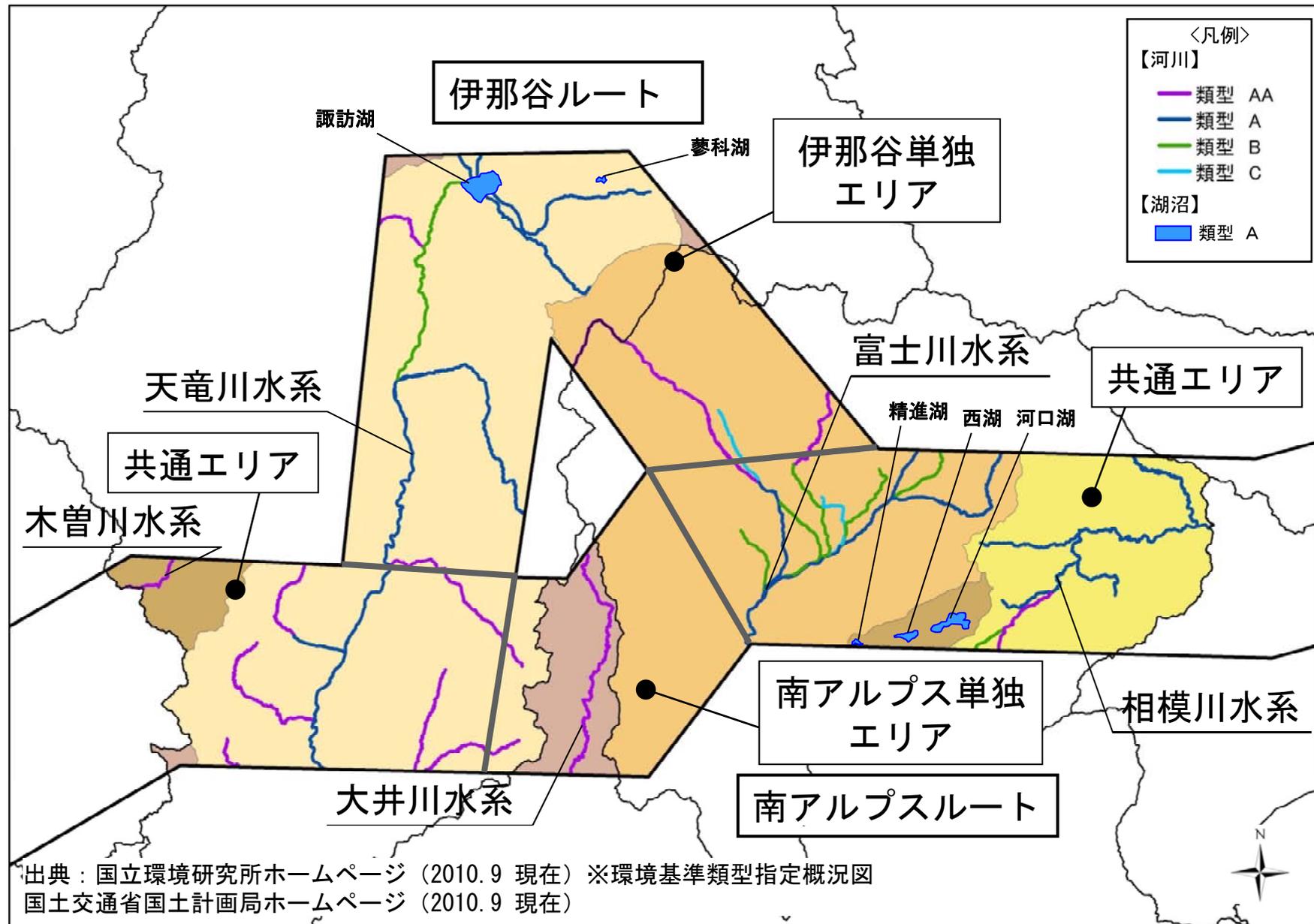
①大気環境 〈騒音・振動・悪臭規制の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア
単位：箇所	単位：箇所	単位：箇所
規制地域のある市町村数	規制地域のある市町村数	規制地域のある市町村数
騒音	騒音	騒音
振動	8	振動
悪臭	7	悪臭
13		22
<p>騒音規制法及び振動規制法に基づき、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全する必要があると認める地域が、騒音・振動についての規制地域として定められている。規制地域における事業活動及び建設工事に伴って発生する騒音・振動については、規制基準が定められている。また、自動車騒音及び道路交通振動については、要請限度（措置を要請する限度）が定められている。</p> <p>悪臭防止法に基づき、住居が集合している地域等住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める地域が、悪臭についての規制地域として定められている。規制地域における事業活動に伴って発生する悪臭について、規制基準が定められている。</p> <p>なお、静岡市については、騒音・振動・悪臭のいずれも同市中心部に規制地域が定められているため、南アルプス単独エリアに含まれる箇所においては、騒音・振動・悪臭の規制地域は定められていない。</p> <p>前ページには、騒音・振動・悪臭の規制状況と、土地利用の状況（5ページ）の建物用地の分布状況を重ねて示している。建物用地とは、住宅地・市街地等で、建物が密集している箇所のことである。</p>		

②水環境 <環境基準類型指定図>

2. 地域特性



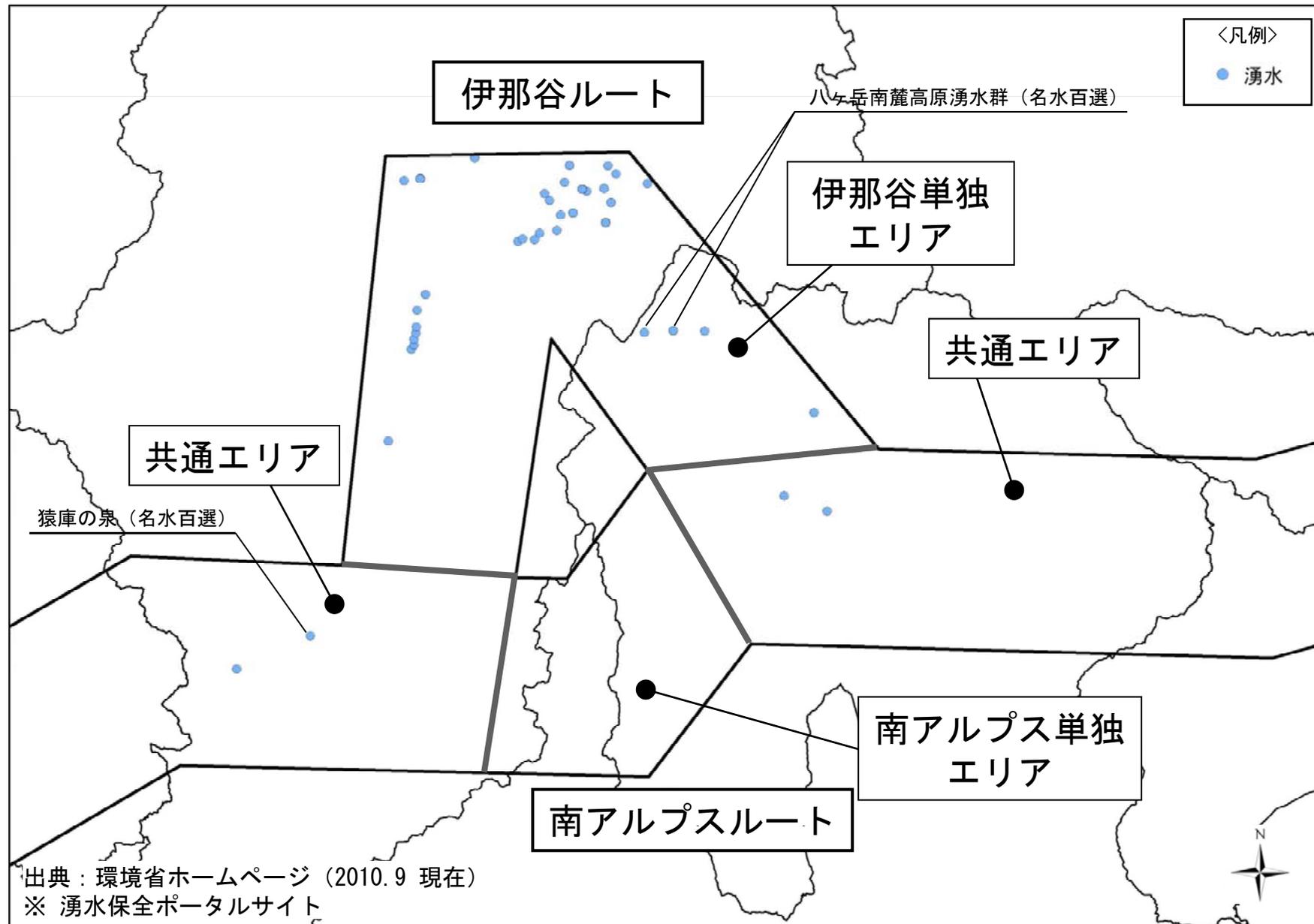
②水環境 <環境基準類型指定の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア																																																
<p><河川> 単位:km</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78</td> <td>140</td> <td>38</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p><湖沼> 単位:箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	AA類型	A類型	B類型	C類型	78	140	38	8	AA類型	A類型	B類型	C類型	—	2	—	—	<p><河川> 単位:km</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>53</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><湖沼> 単位:箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	AA類型	A類型	B類型	C類型	53	1	—	—	AA類型	A類型	B類型	C類型	—	—	—	—	<p><河川> 単位:km</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>116</td> <td>218</td> <td>70</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table> <p><湖沼> 単位:箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>AA類型</th> <th>A類型</th> <th>B類型</th> <th>C類型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	AA類型	A類型	B類型	C類型	116	218	70	16	AA類型	A類型	B類型	C類型	—	3	—	—
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
78	140	38	8																																															
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
—	2	—	—																																															
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
53	1	—	—																																															
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
—	—	—	—																																															
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
116	218	70	16																																															
AA類型	A類型	B類型	C類型																																															
—	3	—	—																																															
<p>河川については、AA類型区間が約78km、A類型区間が約140km、B類型区間が約38km、C類型区間が約8km存在する。</p> <p>湖沼については、A類型の湖沼が2箇所存在する。</p> <p>富士川水系、天竜川水系に属する河川が存在する。</p> <p>諏訪湖は湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼である。</p>	<p>河川については、AA類型区間が約53km、A類型区間が約1km存在する。</p> <p>エリア内には、環境基準が定められている湖沼は存在しない。</p> <p>富士川水系、大井川水系、天竜川水系に属する河川が存在する。</p>	<p>河川については、AA類型区間が約116km、A類型区間が約218km、B類型区間が約70km、C類型区間が約16km存在する。</p> <p>湖沼については、A類型の湖沼が3箇所存在する。</p> <p>東側では富士川水系及び相模川水系、西側では天竜川水系及び木曾川水系に属する河川が存在する。</p>																																																
<p>環境基本法に基づき、公共用水域の水質汚濁に関し、人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「水質汚濁に係る環境基準」が定められている。</p> <p>湖沼水質保全特別措置法は、水域が閉鎖的で水質汚濁がおりやすく、元の状態に戻りにくい性質を持つ湖沼の保全のため、水質汚濁防止法の特別措置として制定された。</p>																																																		

②水環境 <湧水位置図>

2. 地域特性



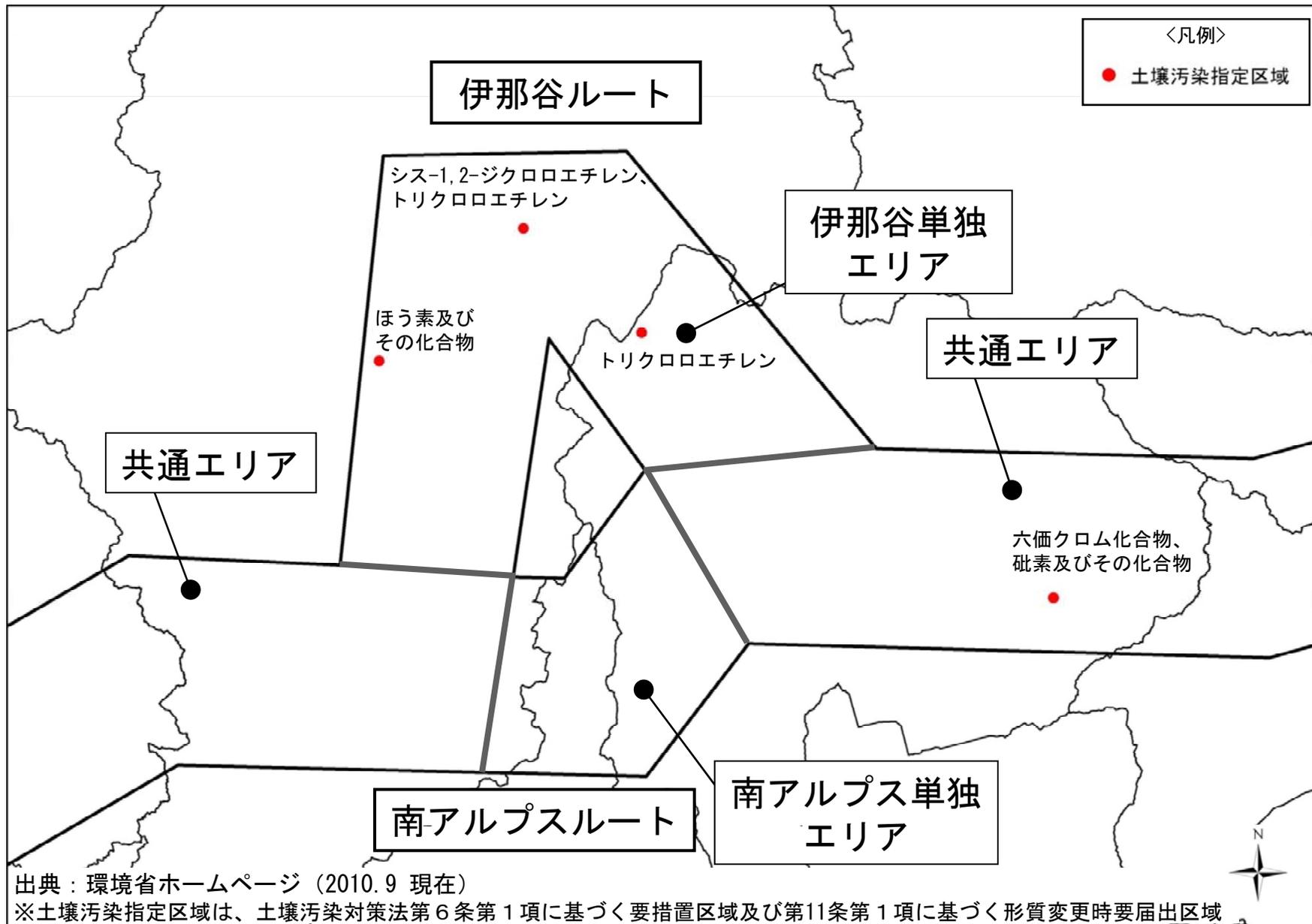
②水環境 〈湧水の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア
単位：箇所 代表的な湧水 53	単位：箇所 代表的な湧水 —	単位：箇所 代表的な湧水 4
代表的な湧水が53箇所存在する。特に、長野県側の区間には多くの湧水が存在する。	代表的な湧水は存在しない。	代表的な湧水が東側・西側2箇所ずつ、計4箇所存在する。
<p>湧水とは、地下水が、台地の崖下や丘陵の谷間からわき出ているもの。古くから地域の人々の生活用水や農業用水として大切に使われており、中小河川の水源となっているものもあり、また、都会にある湧水は人々にとって潤いと安らぎの場を提供している。</p> <p>〈図の留意点〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 湧水地点は住所表記を基にプロットしているが、詳細に住所表記がなされていない地点については、確認できる住所の重心に地点をプロット。 ・ 代表的な湧水として、図面にプロットした湧水のうち、環境省選定の名水百選（昭和60年選定）及び平成の名水百選（平成18年選定）に該当する湧水の名称を記載。 		

③ 土壤環境 <土壤汚染指定区域位置図>

2. 地域特性



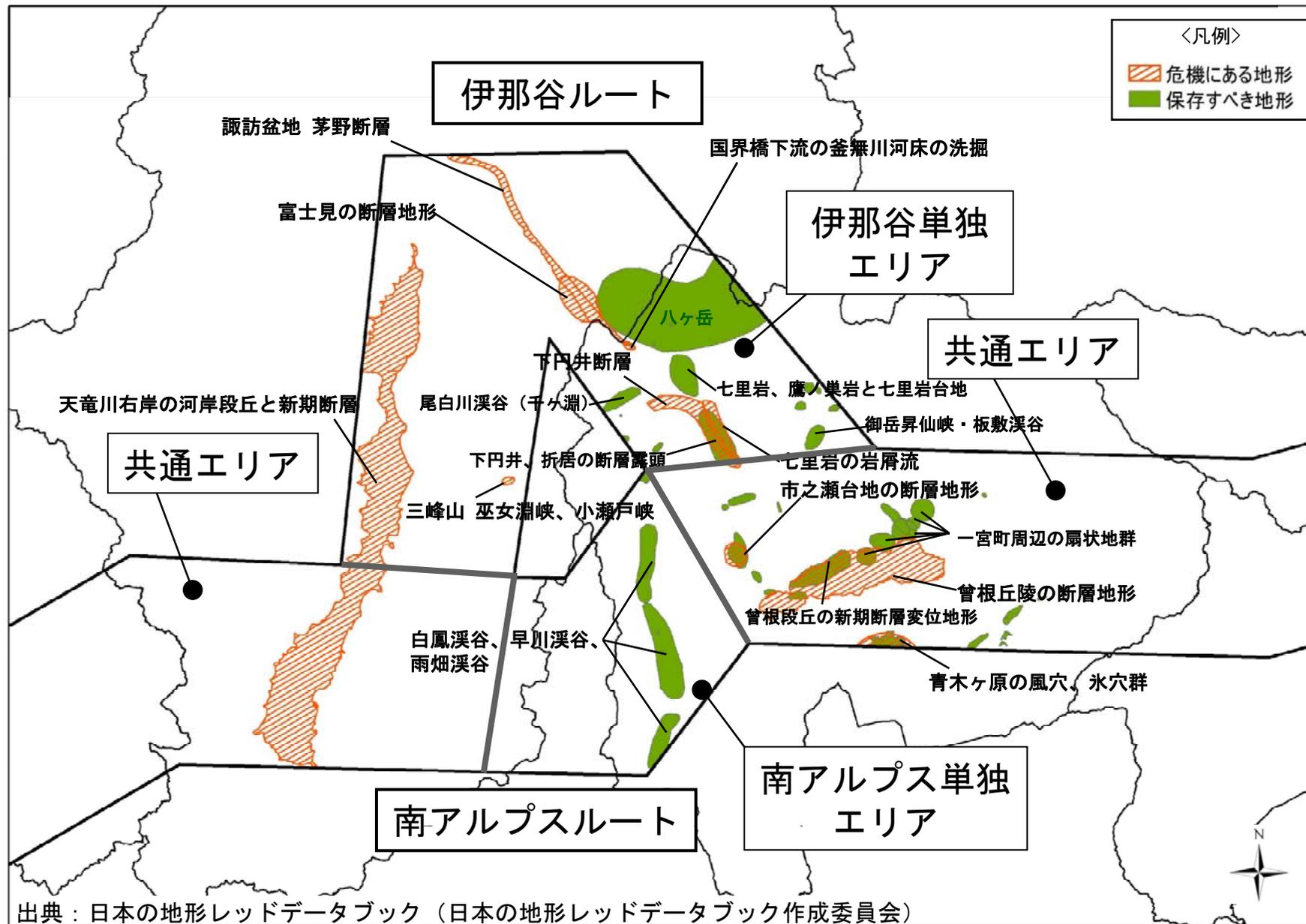
③ 土壌環境 <土壌汚染指定区域の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア						
<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">土壌汚染指定区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>	土壌汚染指定区域	3	<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">土壌汚染指定区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table>	土壌汚染指定区域	—	<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">土壌汚染指定区域</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	土壌汚染指定区域	1
土壌汚染指定区域								
3								
土壌汚染指定区域								
—								
土壌汚染指定区域								
1								
<p>3箇所の指定区域があり、「ほう素及びその化合物」、「シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン」が指定されている。</p>	<p>指定区域は存在しない。</p>	<p>1箇所の指定区域があり、東側で「六価クロム化合物、砒素及びその化合物」が指定されている。</p>						
<p>土壌汚染指定区域とは、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係わる被害が生じ、又は生ずるおそれのあるものとして政令で定める基準に該当する区域のこと。 ※シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレンは人為由来の可能性が高い。ほう素、六価クロム、砒素は自然由来の可能性がある。</p> <p><図の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定区域は住所表記を基にプロット。 								

③ 土壌環境 <注目すべき地形位置図>

2. 地域特性



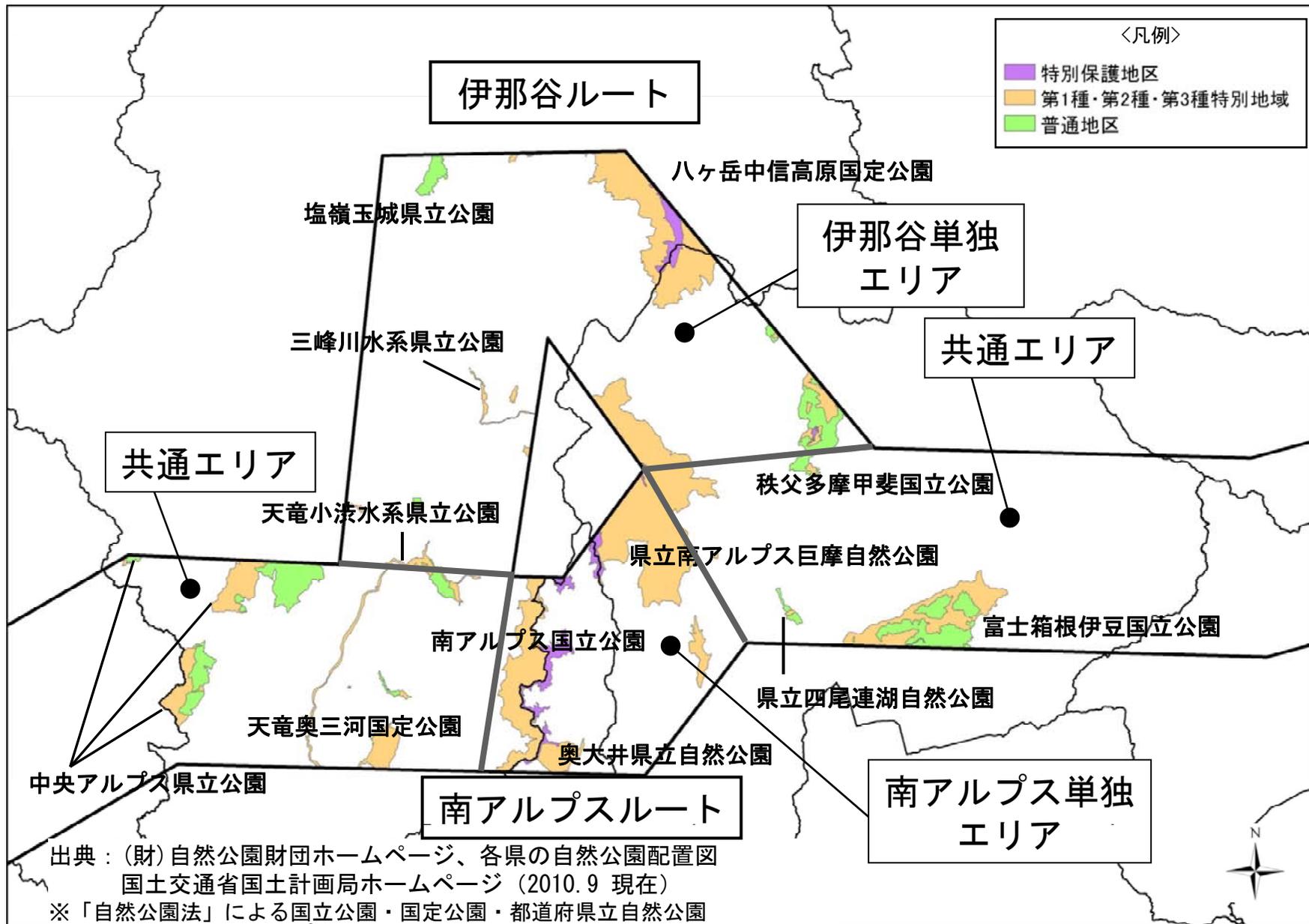
③ 土壌環境 <注目すべき地形の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア		南アルプス単独エリア		共通エリア	
単位：km ²		単位：km ²		単位：km ²	
危機にある地形	保存すべき地形	危機にある地形	保存すべき地形	危機にある地形	保存すべき地形
260	240	—	69	270	89
<p>危機にある地形として、天竜川右岸の河岸段丘と新期断層等があり、保存すべき地形として、八ヶ岳等がある。</p> <p>天竜川右岸の河岸段丘と新期断層は、危険にある地形（現在著しく破壊されつつある地形）に指定されており、現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。</p>		<p>保存すべき地形として、白鳳溪谷、早川溪谷、雨畑溪谷等がある。なお、危機にある地形は存在しない。</p> <p>白鳳溪谷等の滝等は破壊されることなく良好に保存されているが、峡谷はダムによって一部断絶されており、保存すべき地形（現在著しく破壊されつつある地形）に指定されている。</p>		<p>危機にある地形として、曾根丘陵の断層地形、天竜川右岸の河岸段丘と新期断層等があり、保存すべき地形として、一宮町周辺の扇状地群等がある。</p> <p>天竜川右岸の河岸段丘と新期断層は、危険にある地形（現在著しく破壊されつつある地形）に指定されており、現状のままでは消滅すると考えられるので、最も緊急な保全が要求される。</p>	
<p>危機にある地形とは、日本の自然を代表したり、あるいは学術上貴重な存在でありながら、現在、破壊が進められていたり、あるいは破壊の恐れがある地形のこと。</p> <p>保存すべき地形とは、日本のすぐれた自然景観の主たる構成要素としての地形、貴重な生物のすみかとしての地形、あるいは自然教育や環境教育、野外教育などに役立つような地形のこと。</p> <p><図の留意点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危機ある地形および保存すべき地形の範囲は、地形レッドデータブックの記述を参考に作図。 					

④動物・植物・生態系 <自然公園位置図>

2. 地域特性

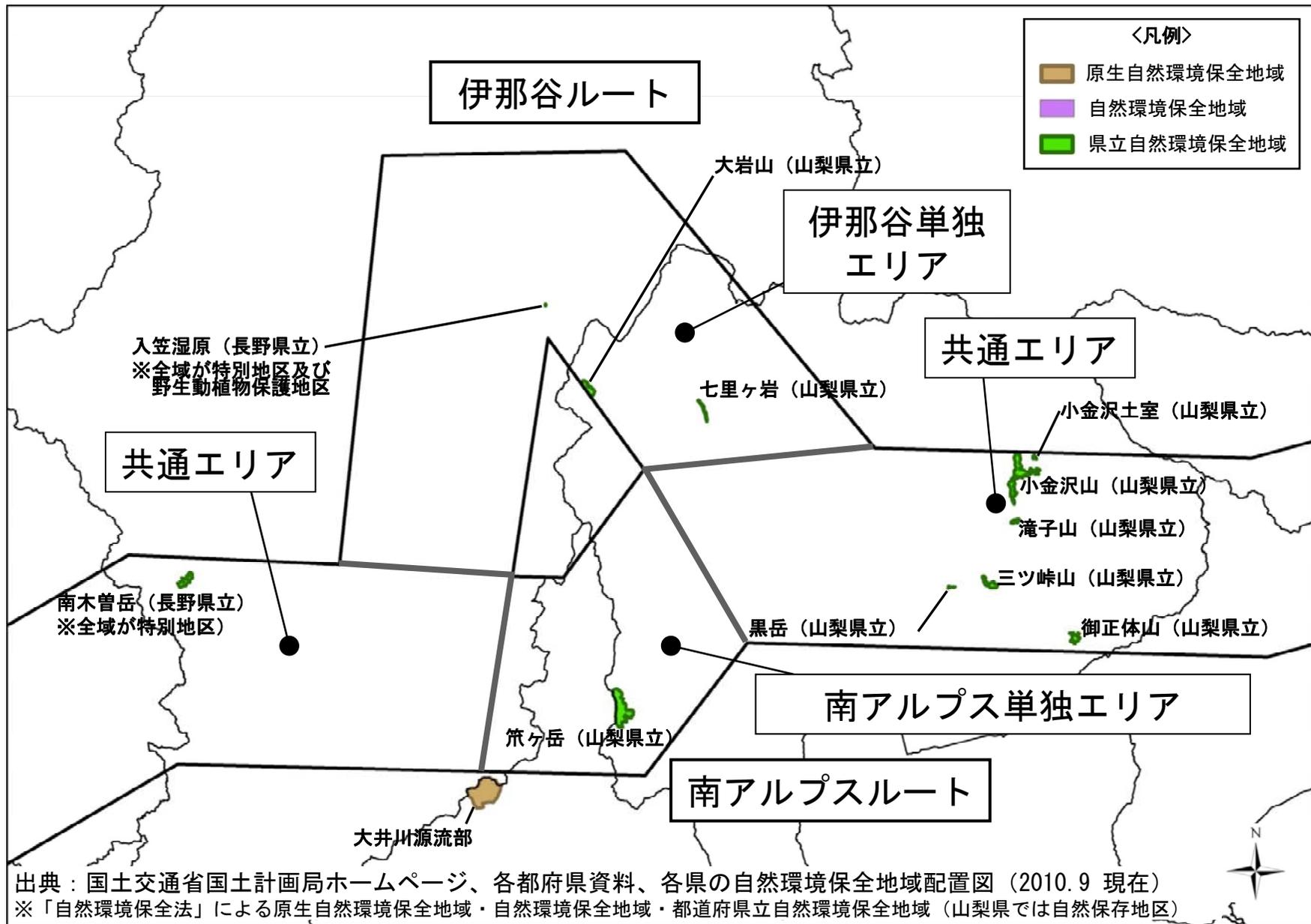


④動物・植物・生態系 〈自然公園の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
単位：km ²			単位：km ²			単位：km ²		
特別保護地区	第1～3種特別地域	普通地域	特別保護地区	第1～3種特別地域	普通地域	特別保護地区	第1～3種特別地域	普通地域
16	194	40	29	221	—	0.015	170	110
<p>自然公園の面積は計250km²。 秩父多摩甲斐国立公園、八ヶ岳 中信高原国定公園等が含まれる。</p>			<p>自然公園の面積は計250km²。調査範囲内は全て特別地域に相当し、普通地域は存在しない。 南アルプス国立公園等が含まれる。</p>			<p>自然公園の面積は計280km²。 東側では富士箱根伊豆国立公園等が、西側では天竜奥三河国定公園等が含まれる。</p>		
<p>○国立公園 「日本を代表する傑出した自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進する」ことを目的として、自然公園法（昭和32年）に基づいて環境大臣が指定する。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。環境省が出先機関を設置し、許認可をはじめとする各種の管理を行っている。特別地域（特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域、海域公園地区に区分される。</p> <p>○国定公園 国立公園に準ずる自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園。自然環境を改変する各種の行為が要許可行為として規制されており、また、自然とのふれあいの場として各種の利用施設が整備されている。自然公園法（昭和32年）に基づき環境大臣が指定し、公園計画を樹立するが、許認可（行為許可等）をはじめとする管理は、都道府県が行うこととされている。地種区分は国立公園と同じ。</p> <p>○都道府県立自然公園 自然公園法（昭和32年）に基づく都道府県の条例により指定される。都道府県を代表する自然の風景地を都道府県立自然公園として指定する制度であり、都道府県が管理する。特別地域（第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域）、普通地域に区分される。）</p>								

④動物・植物・生態系 <自然環境保全地域等位置図> 2. 地域特性



④動物・植物・生態系〈自然環境保全地域等の概要〉 2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア																								
単位：km ²	単位：km ²	単位：km ²																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原生自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県立自然環境保全地域</td> <td>2.1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	原生自然環境保全地域	—	自然環境保全地域	—	県立自然環境保全地域	2.1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原生自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県立自然環境保全地域</td> <td>6.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	原生自然環境保全地域	—	自然環境保全地域	—	県立自然環境保全地域	6.3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原生自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自然環境保全地域</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>県立自然環境保全地域</td> <td>9.5</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積	原生自然環境保全地域	—	自然環境保全地域	—	県立自然環境保全地域	9.5
区分	面積																									
原生自然環境保全地域	—																									
自然環境保全地域	—																									
県立自然環境保全地域	2.1																									
区分	面積																									
原生自然環境保全地域	—																									
自然環境保全地域	—																									
県立自然環境保全地域	6.3																									
区分	面積																									
原生自然環境保全地域	—																									
自然環境保全地域	—																									
県立自然環境保全地域	9.5																									

○原生自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年）に基づいて環境大臣が指定するもので、当該地域の自然環境を保全することが特に必要と認められ、人の活動によって影響を受けることなく原生状態を維持している1,000ha（島嶼にあっては300ha）以上の土地で国公有地であることが指定の要件となっている。工作物の新改増築、土地の形状変更、動植物の採取など各種行為は原則禁止となっており、日本の自然保護地域制度の中で最も厳しい保護規制が行われている。

※本州唯一の原生自然環境保全地区である「大井川源流部」は調査範囲に含まれず、わずかに南側に位置する

○自然環境保全地域

優れた自然環境を保全するため自然環境保全法（昭和47年）に基づいて環境大臣が指定した地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。特別地域、野生動植物保護地区、海域特別地区、普通地区に区分される。

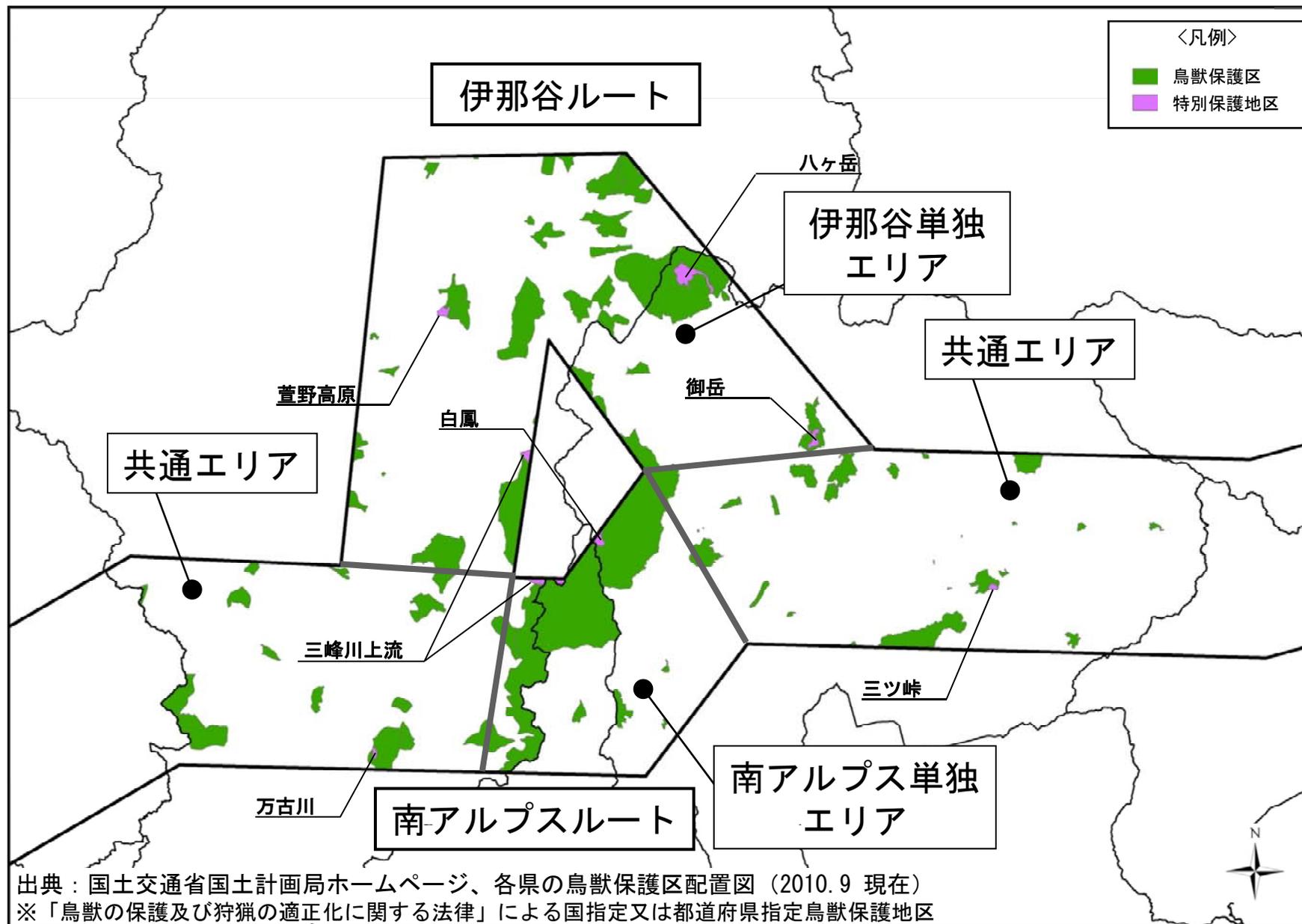
○都道府県立自然環境保全地域

自然環境保全法（昭和47年）の規定に基づいて、都道府県条例の定めるところにより、自然環境保全地域に準ずる自然環境の地域を都道府県知事が指定するもので、自然環境保全地域に準じた規制がなされる。

※山梨県：「自然保存地区」のみ抽出（他に景観保存地区、歴史景観保全地区、自然活用地区が存在）

④動物・植物・生態系 <鳥獣保護区位置図>

2. 地域特性



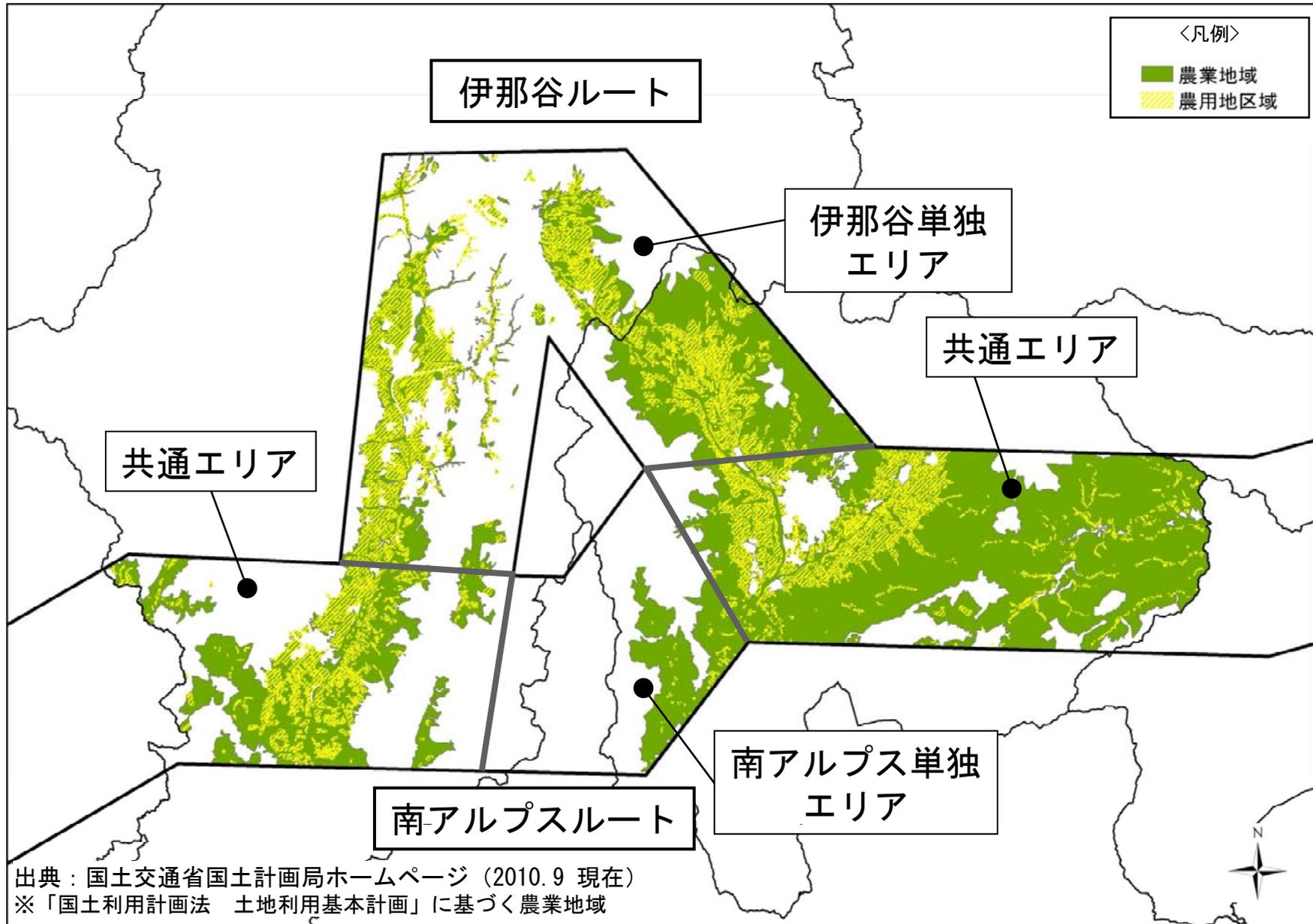
④動物・植物・生態系 <鳥獣保護区の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア												
単位：km ²	単位：km ²	単位：km ²												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣保護区</th> <th>特別保護地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">320</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣保護区	特別保護地区	320	12	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣保護区</th> <th>特別保護地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">270</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣保護区	特別保護地区	270	5	<table border="1"> <thead> <tr> <th>鳥獣保護区</th> <th>特別保護地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">190</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	鳥獣保護区	特別保護地区	190	1
鳥獣保護区	特別保護地区													
320	12													
鳥獣保護区	特別保護地区													
270	5													
鳥獣保護区	特別保護地区													
190	1													
<p>八ヶ岳周辺等に鳥獣保護区がまとまって分布する。また、諏訪盆地から東側に点在する。</p>	<p>南アルプス周辺にまとまって鳥獣保護区が分布する。</p>	<p>東側・西側ともに面積の小さい鳥獣保護区が数多く点在する。</p>												
<p>鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。</p> <p>鳥獣保護区の区域内では狩猟が禁止されている。また、多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理及び整備を行うが、地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生ずる。</p> <p>特別保護地区は、鳥獣保護区内で特別に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場合に指定される。</p> <p>※調査範囲に国指定の鳥獣保護区は存在しない。</p>														

④動物・植物・生態系 <農業地域位置図>

2. 地域特性



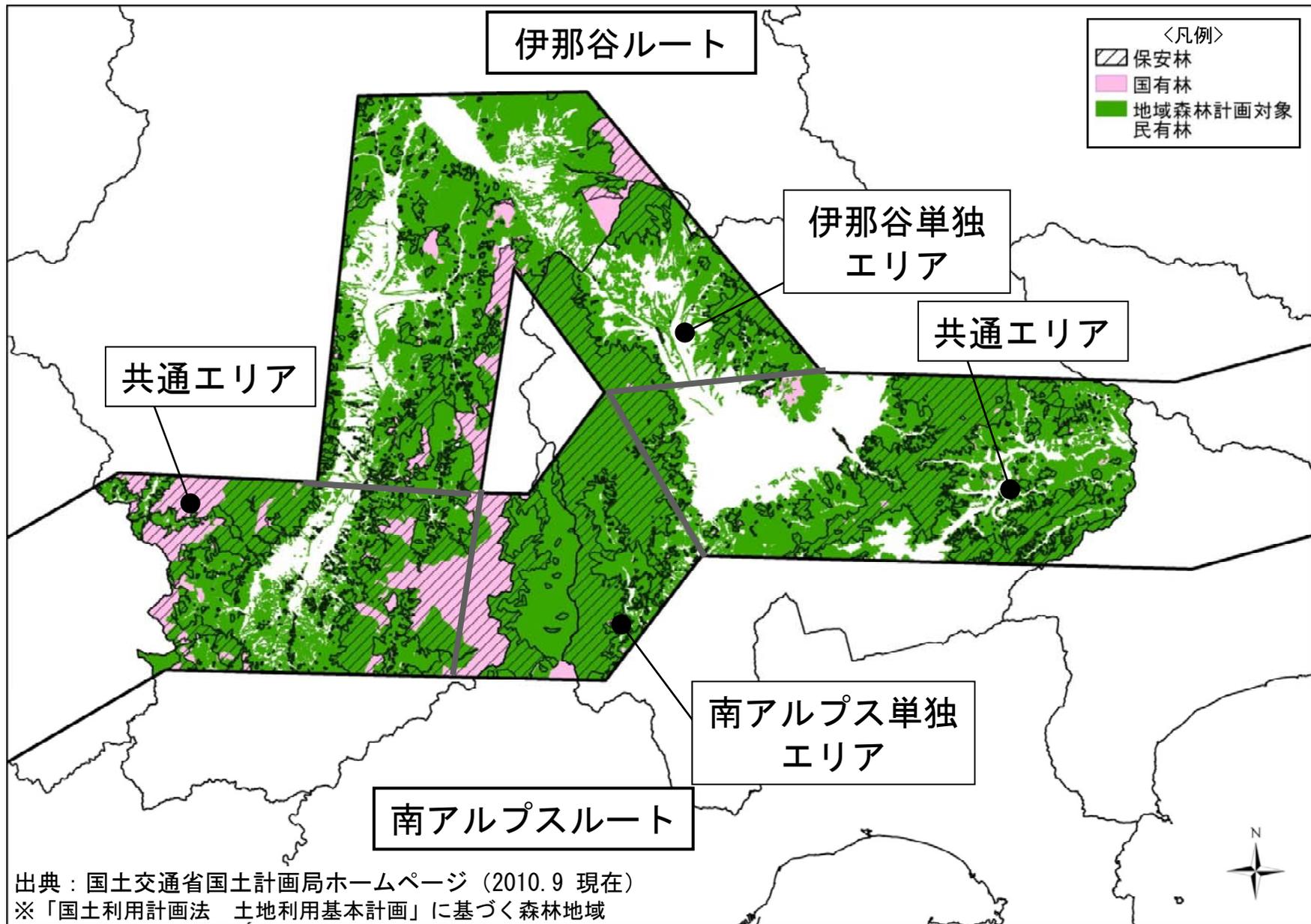
④動物・植物・生態系 <農業地域の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
農業地域 (km ²)	農用地区域 (km ²)	農業地域のうち、農用地区域の割合(%)	農業地域 (km ²)	農用地区域 (km ²)	農業地域のうち、農用地区域の割合(%)	農業地域 (km ²)	農用地区域 (km ²)	農業地域のうち、農用地区域の割合(%)
1,000	330	33	170	4	2	1,900	300	16
概ね調査範囲の全域に農業地域が分布する。また、農業地域において農用地区域の占める割合が高い。			調査範囲の山梨県域に農業地域が分布する。			東側ではほぼ全域に、西側では主に伊那谷周辺に農業地域が分布する。		
<p>農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。以下を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国土利用計画法で指定する農業地域 ・ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域 <p>※農用地区域 農業地域の整備に関する法に定める農業振興地域内の土地で、今後おおむね10年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集团的農用地などの区域。農用地区域では農地転用が厳しく制限されるほか、宅地の造成などの開発行為に対しても都道府県知事の許可が必要となる。</p>								

④動物・植物・生態系 <森林地域位置図>

2. 地域特性



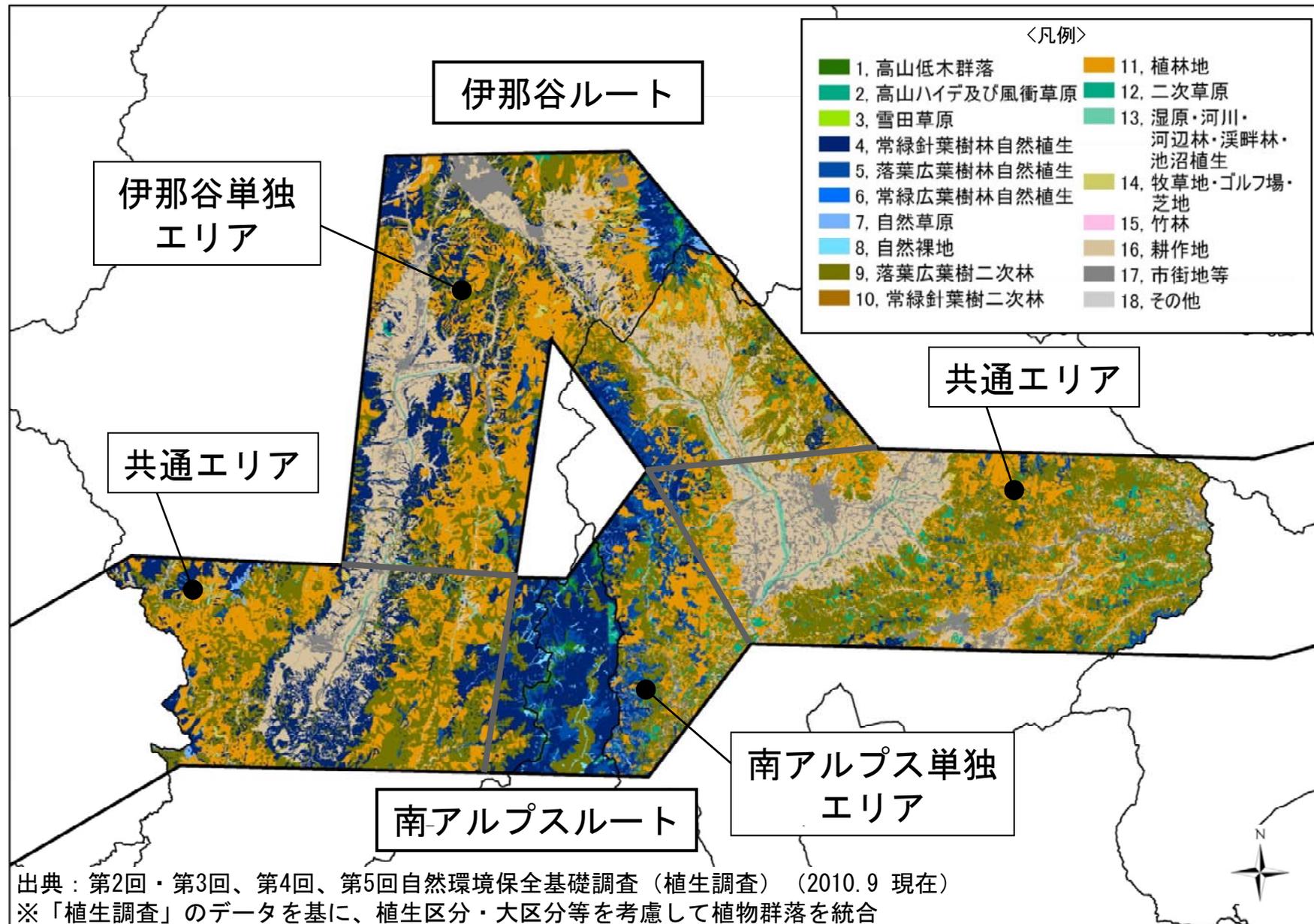
④動物・植物・生態系 〈森林地域の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
	面積 (km ²)	森林地域 中の割合 (%)		面積 (km ²)	森林地域 中の割合 (%)		面積 (km ²)	森林地域 中の割合 (%)
国有林	160	10	国有林	120	15	国有林	260	12
地域森林計画 対象民有林	1,470	90	地域森林計画 対象民有林	710	85	地域森林計画 対象民有林	1,820	88
森林地域 計	1,630	100	森林地域 計	830	100	森林地域 計	2,080	100
保安林	520	32	保安林	540	64	保安林	1,070	51
富士川上流の釜無川、天竜川を除き、概ね森林地域に相当する。			ほとんど全域が森林地域に相当する。また、森林地域の半分以上が保安林の指定を受ける。			東側では相模川の上流域周辺、甲府盆地周辺、西側では天竜川を除き、概ね森林地域に相当する。また、森林地域の半分以上が保安林の指定を受ける。		
<p>森林地域とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。</p> <p>各区分は、森林法の以下の条項に規定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第2条第3項の国有林 ・ 森林法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林 注) 民有林：森林法第2条第3項による国有林以外の森林 ・ 森林法第25条第1項及び第25条の2第1項、第2項の保安林 								

④動物・植物・生態系 <植生区分図>

2. 地域特性



④動物・植物・生態系 <植生区分の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)	植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)	植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)
1. 高山低木群落	3	0.1	1. 高山低木群落	21	2.4	1. 高山低木群落	0.1	0.005
2. 高山ハイデ及び風衝草地	6	0.3	2. 高山ハイデ及び風衝草地	9	1.1	2. 高山ハイデ及び風衝草地	—	—
3. 雪田草原	—	—	3. 雪田草原	0.1	0.01	3. 雪田草原	—	—
4. 常緑針葉樹林自然植生	410	17.9	4. 常緑針葉樹林自然植生	270	31.3	4. 常緑針葉樹林自然植生	29	1.0
5. 落葉広葉樹林自然植生	58	2.5	5. 落葉広葉樹林自然植生	140	16.7	5. 落葉広葉樹林自然植生	63	2.2
6. 常緑広葉樹林自然植生	0.1	0.005	6. 常緑広葉樹林自然植生	1	0.1	6. 常緑広葉樹林自然植生	0.5	0.02
7. 自然草原	9	0.4	7. 自然草原	10	1.1	7. 自然草原	9	0.3
8. 自然裸地	8	0.3	8. 自然裸地	22	2.5	8. 自然裸地	14	0.5
9. 落葉広葉樹二次林	470	20.5	9. 落葉広葉樹二次林	190	22.5	9. 落葉広葉樹二次林	900	31.5
10. 常緑針葉樹二次林	—	—	10. 常緑針葉樹二次林	—	—	10. 常緑針葉樹二次林	0.2	0.01
11. 植林地	620	26.7	11. 植林地	140	16.6	11. 植林地	760	26.6
12. 二次草原	26	1.1	12. 二次草原	19	2.3	12. 二次草原	89	3.1
13. 湿原・河川・河辺林・ 溪畔林・池沼植生	12	0.5	13. 湿原・河川・河辺林・ 溪畔林・池沼植生	1	0.1	13. 湿原・河川・河辺林・ 溪畔林・池沼植生	22	0.8
14. 牧草地・ゴルフ場・芝地	25	1.1	14. 牧草地・ゴルフ場・芝地	—	—	14. 牧草地・ゴルフ場・芝地	9	0.3
15. 竹林	0.2	0.01	15. 竹林	—	—	15. 竹林	1	0.1
16. 耕作地	510	22.0	16. 耕作地	9	1.1	16. 耕作地	510	17.6
17. 市街地	150	6.5	17. 市街地	18	2.1	17. 市街地	200	6.9
18. その他	—	—	18. その他	—	—	18. その他	260	9.0
合計	2,300	100	合計	860	100	合計	2,900	100
<p>植林地、落葉広葉樹二次林、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。高山植生や自然植生の占める割合は全体の約21.6%。</p>			<p>常緑針葉樹林自然植生や落葉広葉樹二次林が占める割合が高い。高山植生や自然植生の占める割合は全体の約55.3%。</p>			<p>落葉広葉樹二次林、植林地、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。高山植生や自然植生の占める割合は全体の約4.0%。</p>		
<p>改変を受けていないなど、自然性の高い植生は、高山帯の植生（1～3）及び自然植生（4～8）である。</p>								

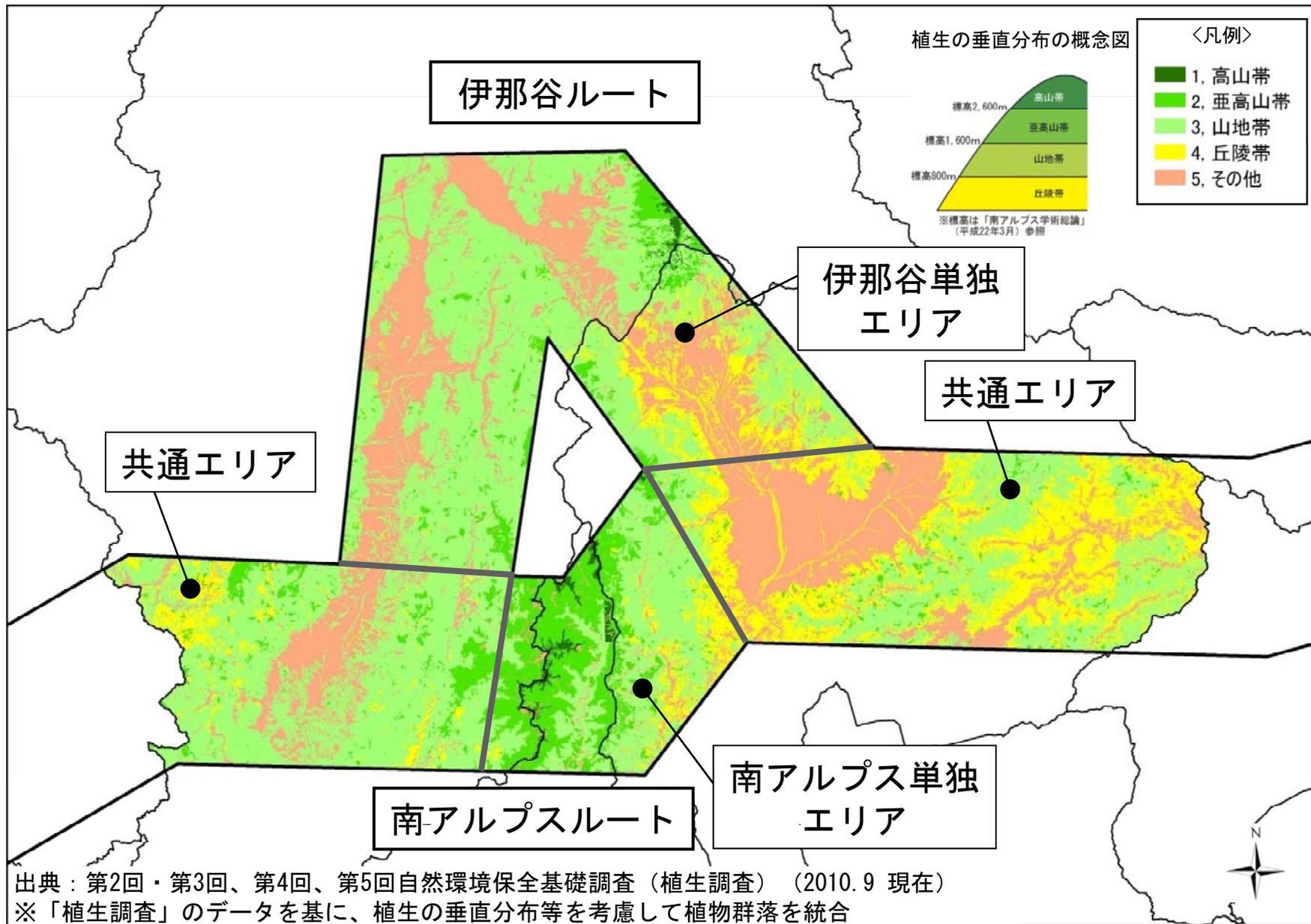
④動物・植物・生態系 <自然性の高い植生の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)	植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)	植生区分	面積 (km ²)	割合 (%)
1. 高山低木群落	3	0.1	1. 高山低木群落	21	2.4	1. 高山低木群落	0.1	0.005
2. 高山ハイデ及び風衝草地	6	0.3	2. 高山ハイデ及び風衝草地	9	1.1	2. 高山ハイデ及び風衝草地	—	—
3. 雪田草原	—	—	3. 雪田草原	0.1	0.01	3. 雪田草原	—	—
4. 常緑針葉樹林自然植生	410	17.9	4. 常緑針葉樹林自然植生	270	31.3	4. 常緑針葉樹林自然植生	29	1.0
5. 落葉広葉樹林自然植生	58	2.5	5. 落葉広葉樹林自然植生	140	16.7	5. 落葉広葉樹林自然植生	63	2.2
6. 常緑広葉樹林自然植生	0.1	0.005	6. 常緑広葉樹林自然植生	1	0.1	6. 常緑広葉樹林自然植生	0.5	0.02
7. 自然草原	9	0.4	7. 自然草原	10	1.1	7. 自然草原	9	0.3
8. 自然裸地	8	0.3	8. 自然裸地	22	2.5	8. 自然裸地	14	0.5
その他の植生	1,813	78.4	その他の植生	377	44.7	その他の植生	2,751	96.0
合計	2,300	100	合計	860	100	合計	2,900	100
<p>植生区分1～3に相当する高山帯の植生は、八ヶ岳連峰の稜線付近等に分布しており、全体の約0.4%を占める。 針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は全体の約21.1%を占めており、特に常緑針葉樹林自然植生が占める割合が高い。</p>			<p>植生区分1～3に相当する高山帯の植生は、南アルプスの稜線付近を中心として分布しており、全体の約3.5%を占める。雪田草原は、調査範囲で唯一本エリアに分布している。 針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生は全体の約51.7%と過半数を占めており、特に常緑針葉樹林自然植生や落葉広葉樹林自然植生が大半を占める。</p>			<p>植生区分1～3に相当する高山帯の植生は少なく、高山低木群落がわずかに存在する程度。 針葉樹・広葉樹・草地等の自然植生が占める割合も全体の約4.0%と少ない。</p>		
<p>改変を受けていないなど、自然性の高い植生は、高山帯の植生（1～3）及び自然植生（4～8）である。</p>								

④動物・植物・生態系 <森林垂直分布図>

2. 地域特性



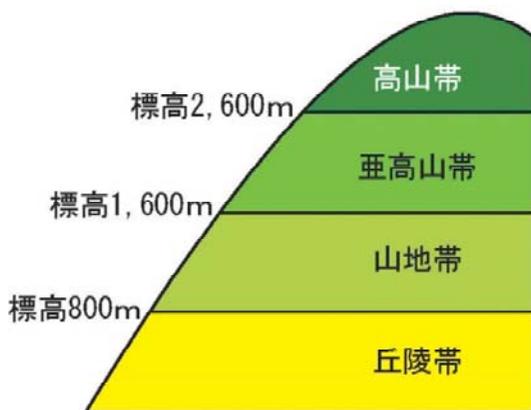
④動物・植物・生態系 〈森林垂直分布の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア																																																						
<p>単位：km² (%)</p> <table border="1"> <tr><td>高山帯</td><td>10</td><td>(0.4)</td></tr> <tr><td>亜高山帯</td><td>110</td><td>(4.6)</td></tr> <tr><td>山地帯</td><td>1,300</td><td>(57.4)</td></tr> <tr><td>丘陵帯</td><td>170</td><td>(7.6)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>690</td><td>(29.9)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,300</td><td>(100)</td></tr> </table>	高山帯	10	(0.4)	亜高山帯	110	(4.6)	山地帯	1,300	(57.4)	丘陵帯	170	(7.6)	その他	690	(29.9)	合計	2,300	(100)	<p>単位：km² (%)</p> <table border="1"> <tr><td>高山帯</td><td>30</td><td>(3.5)</td></tr> <tr><td>亜高山帯</td><td>320</td><td>(37.0)</td></tr> <tr><td>山地帯</td><td>390</td><td>(45.1)</td></tr> <tr><td>丘陵帯</td><td>74</td><td>(8.6)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>49</td><td>(5.8)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>860</td><td>(100)</td></tr> </table>	高山帯	30	(3.5)	亜高山帯	320	(37.0)	山地帯	390	(45.1)	丘陵帯	74	(8.6)	その他	49	(5.8)	合計	860	(100)	<p>単位：km² (%)</p> <table border="1"> <tr><td>高山帯</td><td>0.1</td><td>(0.005)</td></tr> <tr><td>亜高山帯</td><td>130</td><td>(4.4)</td></tr> <tr><td>山地帯</td><td>1,300</td><td>(46.0)</td></tr> <tr><td>丘陵帯</td><td>690</td><td>(24.2)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>730</td><td>(25.4)</td></tr> <tr><td>合計</td><td>2,900</td><td>(100)</td></tr> </table>	高山帯	0.1	(0.005)	亜高山帯	130	(4.4)	山地帯	1,300	(46.0)	丘陵帯	690	(24.2)	その他	730	(25.4)	合計	2,900	(100)
高山帯	10	(0.4)																																																						
亜高山帯	110	(4.6)																																																						
山地帯	1,300	(57.4)																																																						
丘陵帯	170	(7.6)																																																						
その他	690	(29.9)																																																						
合計	2,300	(100)																																																						
高山帯	30	(3.5)																																																						
亜高山帯	320	(37.0)																																																						
山地帯	390	(45.1)																																																						
丘陵帯	74	(8.6)																																																						
その他	49	(5.8)																																																						
合計	860	(100)																																																						
高山帯	0.1	(0.005)																																																						
亜高山帯	130	(4.4)																																																						
山地帯	1,300	(46.0)																																																						
丘陵帯	690	(24.2)																																																						
その他	730	(25.4)																																																						
合計	2,900	(100)																																																						
<p>山地帯の割合が最も高く、全体の半分以上を占める。次いで耕作地や市街地等が含まれるその他の割合が高い。</p>	<p>山地帯の割合が最も高く、次いで亜高山帯の割合が高い。山地帯及び亜高山帯で全体の80%以上を占める。</p>	<p>山地帯の割合が最も高く、全体の約半分以上を占める。次いで耕作地や市街地等が含まれるその他の割合が高い。</p>																																																						

生息する主な動植物

【環境省レッドリスト】CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧



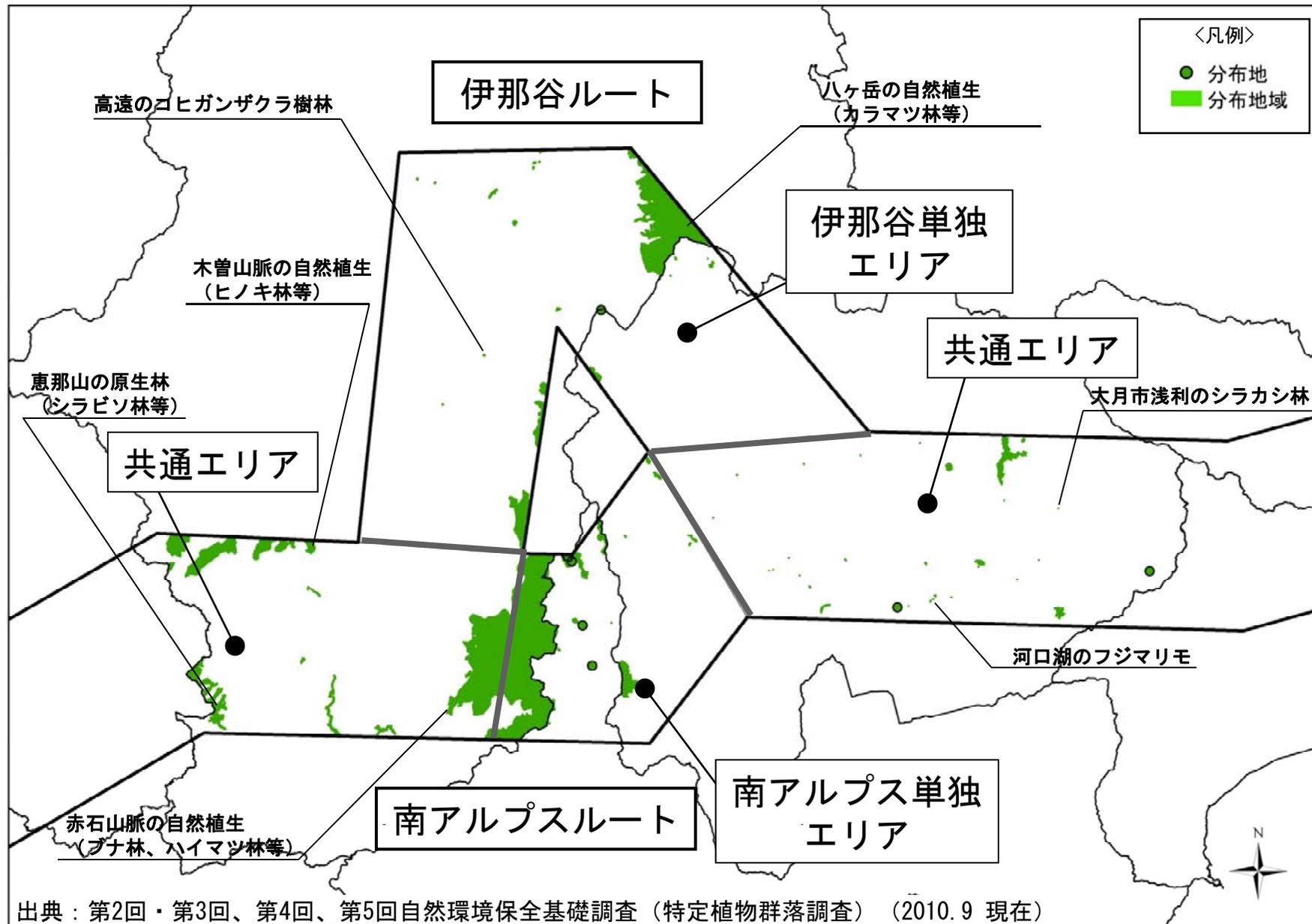
※標高は「南アルプス学術総論」(平成22年3月)参照

	動物	植物
高山帯	ライチョウ (VU) ホシガラス、イワヒバリ	タカネマンテマ (CR)、ハクサンイチゲ、ハイマツ
亜高山帯	ホンドオコジョ (NT)、ミヤマシロチョウ (VU)	アカイシリンドウ (EN)、ダケカンバ、オオシラビソ
山地帯	オオルリ、コガラ、ハコネサンショウウオ	トダイハハコ (VU)、ブナ、ミズナラ、ハウチワカエデ
丘陵帯	ニホントカゲ、ジムグリ、シロマダラ	キンラン (VU)、クマガイソウ (VU)、クリ、コナラ

※動植物は、各森林分布域に生息・生育する種を南アルプス学術総論を参考として抽出した。ただし丘陵帯の植物は明確な記載が無いため、代表的な種を任意に記載した。また、動植物のうち、環境省レッドリストに記載される種についてはカテゴリーを記載した。

④動物・植物・生態系 <特定植物群落位置図>

2. 地域特性



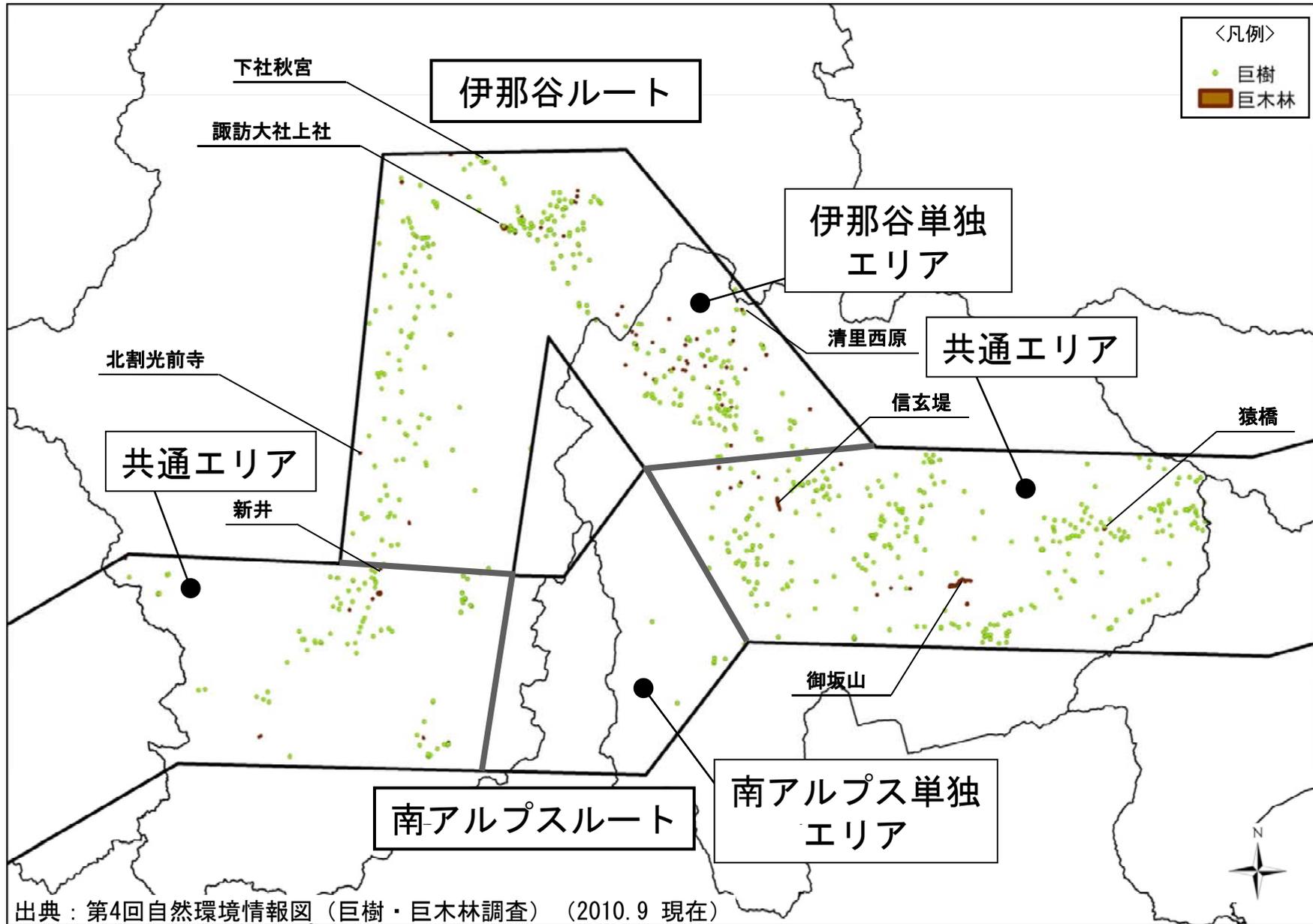
④動物・植物・生態系 〈特定植物群落の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
分布地	分布地域		分布地	分布地域		分布地	分布地域	
箇所数	箇所数	面積 (km ²)	箇所数	箇所数	面積 (km ²)	箇所数	箇所数	面積 (km ²)
1	19	83	3	22	130	2	46	120
<p>特定植物群落の分布地が1箇所、分布地域が19箇所合計約83km²分布する。</p> <p>特定植物群落は、八ヶ岳連峰周辺の自然植生が多く指定されるとともに、比較的大きな面積を占める。</p>			<p>特定植物群落の分布地が3箇所、分布地域が22箇所合計約130km²分布する。</p> <p>特定植物群落は、南アルプス周辺の自然植生や高山帯・亜高山帯の植生が多く指定されるとともに、比較的大きな面積を占める。</p>			<p>特定植物群落の分布地が2箇所、分布地域が46箇所合計約120km²分布する。</p> <p>特定植物群落は、東側では概ねエリア全体に点在しており、西側では南アルプス周辺及び長野県と岐阜県との県境付近の植生が多く指定されている。</p>		
<p>特定植物群落は、わが国の植物相を形づくっている植物群落のうち、規模や構造、分布等において代表的・典型的なもの、代替性のないもの、あるいはきわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落である。</p> <p>環境省による、第2回、第3回、第5回自然環境保全基礎調査により、分布状況等が把握された。</p>								

④動物・植物・生態系 <巨樹・巨木位置図>

2. 地域特性



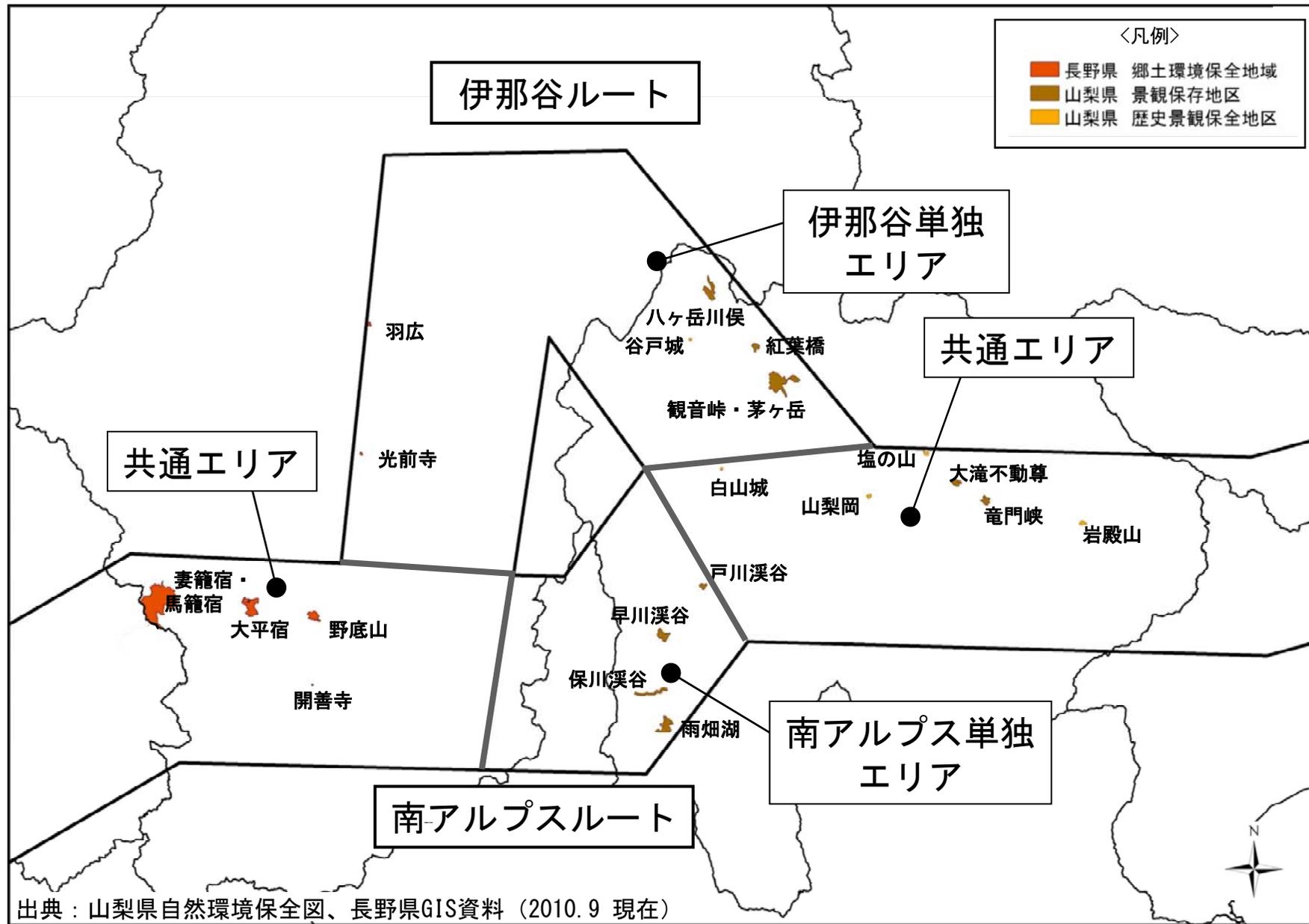
④動物・植物・生態系 <巨樹・巨木の概要>

2. 地域特性

伊那谷単独エリア				南アルプス単独エリア				共通エリア																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><巨樹></th> <th>樹種</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>—</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">上位 10 種</td> <td>1</td> <td>ケヤキ</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スギ</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>アカマツ</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>エドヒガン</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>モミ</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>サワラ</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>カヤ</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>イチョウ</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ヒノキ</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>クリ</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><巨木林（樹林・並木）></td> <td colspan="2">0.6km²</td> </tr> </tbody> </table>				<巨樹>		樹種	本数	合計		—	279	上位 10 種	1	ケヤキ	55	2	スギ	37	3	アカマツ	25	4	エドヒガン	22	5	モミ	19	6	サワラ	18	7	カヤ	16	8	イチョウ	11	9	ヒノキ	8	10	クリ	7	<巨木林（樹林・並木）>		0.6km ²		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><巨樹></th> <th>樹種</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>—</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">全 6 種</td> <td>1</td> <td>スギ</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>イチョウ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>エドヒガン</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>クロマツ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>ヒノキ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>モミ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><巨木林（樹林・並木）></td> <td colspan="2">—</td> </tr> </tbody> </table>				<巨樹>		樹種	本数	合計		—	7	全 6 種	1	スギ	2	2	イチョウ	1	3	エドヒガン	1	4	クロマツ	1	5	ヒノキ	1	6	モミ	1	<巨木林（樹林・並木）>		—		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"><巨樹></th> <th>樹種</th> <th>本数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>—</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">上位 10 種</td> <td>1</td> <td>ケヤキ</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>スギ</td> <td>94</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>イチョウ</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>エドヒガン</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>カヤ</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>トチノキ</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>ヒノキ</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>モミ</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>シラカシ</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>エノキ</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><巨木林（樹林・並木）></td> <td colspan="2">0.8km²</td> </tr> </tbody> </table>				<巨樹>		樹種	本数	合計		—	384	上位 10 種	1	ケヤキ	97	2	スギ	94	3	イチョウ	21	4	エドヒガン	15	5	カヤ	14	6	トチノキ	14	7	ヒノキ	13	8	モミ	12	9	シラカシ	10	10	エノキ	9	<巨木林（樹林・並木）>		0.8km ²	
<巨樹>		樹種	本数																																																																																																																													
合計		—	279																																																																																																																													
上位 10 種	1	ケヤキ	55																																																																																																																													
	2	スギ	37																																																																																																																													
	3	アカマツ	25																																																																																																																													
	4	エドヒガン	22																																																																																																																													
	5	モミ	19																																																																																																																													
	6	サワラ	18																																																																																																																													
	7	カヤ	16																																																																																																																													
	8	イチョウ	11																																																																																																																													
	9	ヒノキ	8																																																																																																																													
	10	クリ	7																																																																																																																													
<巨木林（樹林・並木）>		0.6km ²																																																																																																																														
<巨樹>		樹種	本数																																																																																																																													
合計		—	7																																																																																																																													
全 6 種	1	スギ	2																																																																																																																													
	2	イチョウ	1																																																																																																																													
	3	エドヒガン	1																																																																																																																													
	4	クロマツ	1																																																																																																																													
	5	ヒノキ	1																																																																																																																													
	6	モミ	1																																																																																																																													
<巨木林（樹林・並木）>		—																																																																																																																														
<巨樹>		樹種	本数																																																																																																																													
合計		—	384																																																																																																																													
上位 10 種	1	ケヤキ	97																																																																																																																													
	2	スギ	94																																																																																																																													
	3	イチョウ	21																																																																																																																													
	4	エドヒガン	15																																																																																																																													
	5	カヤ	14																																																																																																																													
	6	トチノキ	14																																																																																																																													
	7	ヒノキ	13																																																																																																																													
	8	モミ	12																																																																																																																													
	9	シラカシ	10																																																																																																																													
	10	エノキ	9																																																																																																																													
<巨木林（樹林・並木）>		0.8km ²																																																																																																																														
<p>巨樹が計279本分布し、ケヤキ、スギ、アカマツ、エドヒガン、モミ等が多い。巨木林は、0.6km²分布し、ケヤキ、スギ、モミ、イチョウ林が多くを占める。</p>				<p>巨樹が計7本分布し、スギが2本、イチョウ、エドヒガン等が1本存在する。なお、本エリア内に巨木林は存在していない。</p>				<p>巨樹が計384本分布し、ケヤキ、スギ、イチョウ、エドヒガン、カヤ等が多い。巨木林は、0.8km²分布し、ミズナラ、ケヤキ、スギ、イチョウ林が多くを占める</p>																																																																																																																								
<p>巨樹・巨木は、悠久の時にによって育まれたわが国の森林・樹木の象徴的存在であり、良好な景観の形成や野生動物の生息環境、地域のシンボルとして人々の心のよりどころとなるなど、保全すべき自然として重要である。</p> <p>環境省による第4回自然環境保全基礎調査（1988年度）において巨樹・巨木林調査を行うにあたり、「地上から130cmの位置で幹周（幹の円周）が300cm以上の樹木を対象とする」と定めており、巨樹の目安となる。また、巨樹が数本の群生や、広範囲に広がりを持って生えている場合には巨木林となる。</p>																																																																																																																																

⑤景観〈都道府県独自制度の指定位置図〉

2. 地域特性



⑤景観〈都道府県独自制度の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
単位：km ²			単位：km ²			単位：km ²		
山梨県		長野県	山梨県		長野県	山梨県		長野県
景観保存地区	歴史景観保全地区	郷土環境保全地域	景観保存地区	歴史景観保全地区	郷土環境保全地域	景観保存地区	歴史景観保全地区	郷土環境保全地域
7.9	0.1	0.3	5.6	—	—	1.5	1.1	22.3
<p>山梨県条例で定められている景観保存地区が7.9km²、歴史景観保全地区が0.1km²存在する。また、長野県条例で定められている郷土環境保全地域が0.3km²存在する。</p>			<p>山梨県条例で定められている景観保存地区が5.6km²存在する。なお、山梨県条例で定められている歴史景観保全地区、及び長野県条例で定められている郷土環境保全地域は存在しない。</p>			<p>山梨県条例で定められている景観保存地区が1.5km²、歴史景観保全地区が1.1km²存在する。また、長野県条例で定められている郷土環境保全地域が22.3km²存在する。</p>		
<p>景観保存地区（山梨県）とは、すぐれた自然景観を保存することが必要な地区のこと。</p> <p>歴史景観保全地区（山梨県）とは、歴史的または郷土的に特色のある地域のうち、その特色を保持するための自然環境を保全することが必要な地区のこと。</p> <p>郷土環境保全地域（長野県）とは、周辺的生活環境を含む自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な地域のこと。</p>								

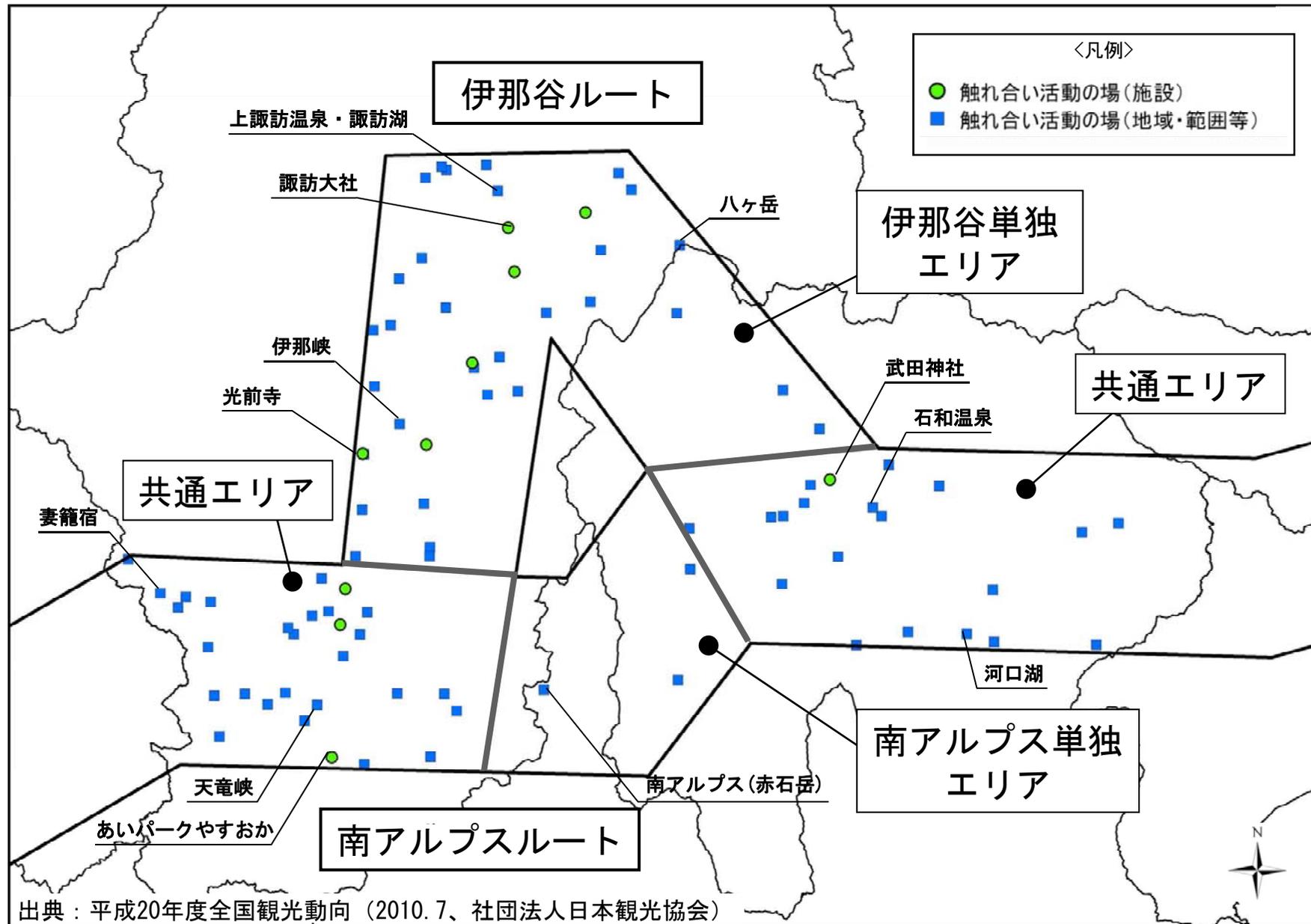
⑤景観〈自然景観資源の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア			南アルプス単独エリア			共通エリア		
	箇所	面積 (km ²)		箇所	面積 (km ²)		箇所	面積 (km ²)
火山	37	—	火山	—	—	火山	—	—
鍾乳洞	4	—	鍾乳洞	—	—	鍾乳洞	—	—
非火山性弧峰	5	—	非火山性弧峰	—	—	非火山性弧峰	3	—
噴泉・湧水群	29	—	噴泉・湧水群	15	—	噴泉・湧水群	11	—
甌穴群	—	—	甌穴群	—	—	甌穴群	1	—
カール	—	—	カール	—	6	カール	—	—
大断層崖	—	—	大断層崖	—	3	大断層崖	—	17
断崖・岸壁	—	—	断崖・岸壁	—	51	断崖・岸壁	—	26
河成段丘	—	316	河成段丘	—	—	河成段丘	—	175
流れ山群	—	8	流れ山群	—	—	流れ山群	—	—
湖沼・湿原	—	14	湖沼・湿原	—	—	湖沼・湿原	—	11
火山性高原	—	30	火山性高原	—	—	火山性高原	—	—
火山群	—	254	火山群	—	—	火山群	—	18
非火山性高原	—	75	非火山性高原	—	2	非火山性高原	—	32
非対称山稜	—	—	非対称山稜	—	1	非対称山稜	—	—
顕著な自然現象を 記録する地形	—	—	顕著な自然現象を 記録する地形	—	—	顕著な自然現象を 記録する地形	—	9
伊那谷沿いに段丘が広がり、八ヶ岳周辺などに火山群等が分布する。			断崖・岸壁が広がり、滝が多く点在する。			伊那谷沿いの段丘が一部広がる。		
<p>自然景観資源調査は、自然環境保全上重要な要素である自然景観について、その現況を全国的視野で把握するため、視対象である自然景観の基盤（骨格）を成す地形、地質及び自然景観として認識される自然現象に着目して、それらの位置及び特性等を調査する目的で実施された。</p> <p>調査の対象となった自然景観は、視対象である自然景観の基盤をなす地形、地質及び自然景観として認識される自然現象であること等の観点を基本に選定された。</p>								

⑥触れ合い活動の場 <主要な観光地位置図>

2. 地域特性



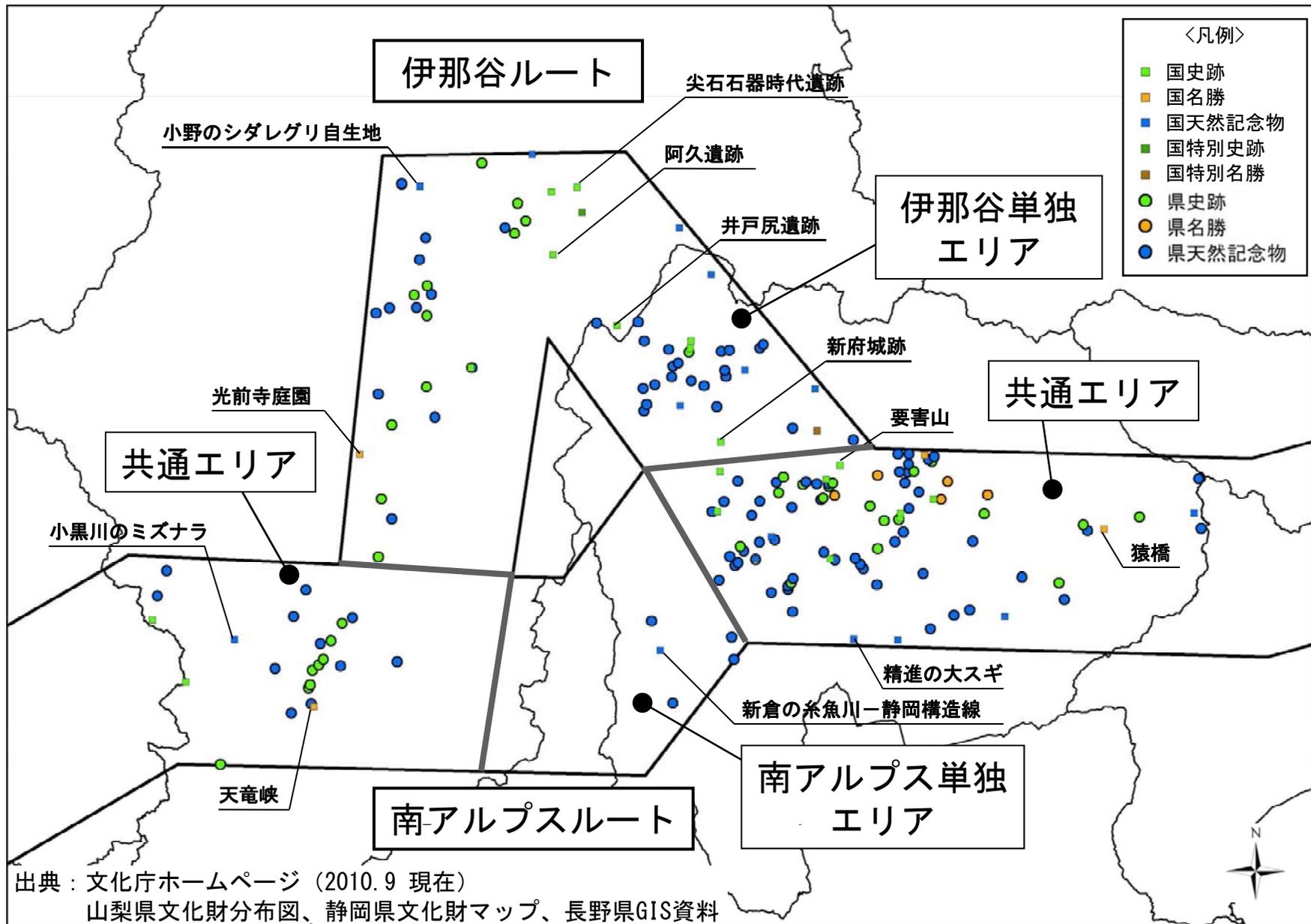
⑥触れ合い活動の場 〈主要な観光地の概要〉

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア						
<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">主要な観光地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">37</td> </tr> </table>	主要な観光地	37	<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">主要な観光地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> </table>	主要な観光地	3	<p style="text-align: center;">単位：箇所</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">主要な観光地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">49</td> </tr> </table>	主要な観光地	49
主要な観光地								
37								
主要な観光地								
3								
主要な観光地								
49								
<p>主要な観光地が37箇所存在する。高原、公園等がエリア内全域に広く分布している。</p>	<p>主要な観光地が3箇所存在する。</p>	<p>主要な観光地が49箇所存在する。東側、西側ともに温泉、公園等が概ね全域に渡って存在している。</p>						
<p>触れ合い活動の場としては、自然公園やキャンプ場等、野外レクリエーション地として整備された施設や地域等、優れた自然の地域の利用に加えて、地域住民が日常的に利用する里山等や、野鳥観察や山菜採りに利用されている森林や水辺等の、自然との触れ合いの場が挙げられる。</p>								

⑦文化財位置図

2. 地域特性



⑦文化財の概要

2. 地域特性

伊那谷単独エリア	南アルプス単独エリア	共通エリア																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">箇所数</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> </tr> <tr> <td>18</td> <td>48</td> </tr> </table>	箇所数		国指定	県指定	18	48	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">箇所数</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table>	箇所数		国指定	県指定	1	4	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">箇所数</th> </tr> <tr> <th>国指定</th> <th>県指定</th> </tr> <tr> <td>20</td> <td>95</td> </tr> </table>	箇所数		国指定	県指定	20	95
箇所数																				
国指定	県指定																			
18	48																			
箇所数																				
国指定	県指定																			
1	4																			
箇所数																				
国指定	県指定																			
20	95																			
<p>国指定の史跡・名称・天然記念物が18箇所、県指定の史跡・名称・天然記念物が48箇所存在する。</p> <p>山梨県内では北杜市附近に多くの県指定天然記念物が分布している。長野県内では伊那谷周辺に県指定史跡・天然記念物が多く分布している。</p>	<p>国指定の史跡・名称・天然記念物が1箇所、県指定の史跡・名称・天然記念物が4箇所存在する。</p> <p>山梨県内の南アルプス周辺に県・国指定天然記念物が点在している。なお、本エリアの静岡県・長野県内には史跡・名称・天然記念物は存在していない。</p>	<p>国指定の史跡・名称・天然記念物が20箇所、県指定の史跡・名称・天然記念物が95箇所存在する。</p> <p>東側では山梨県中央部に多くの県指定天然記念物が分布している。西側では伊那谷周辺に多くの長野県指定の史跡・天然記念物が分布している。</p>																		
<p>史跡は、貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの。 名勝は、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で、我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。 天然記念物は、動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの。</p> <p>※天然記念物は名称及び所在地を定めて指定しているが、所在地を定めていないものについては対象外とした。 ※上記のほか、所在地が複数の市町村にまたがっている天然記念物として、山梨県指定の天然記念物であるキマダラルリツバメ（南都留郡、北都留郡、富士吉田市、大月市、都留市）、ミヤマシロチョウ（南アルプス市、南巨摩郡、北巨摩郡、韮崎市）がある。</p>																				

⑧ 廃棄物・温室効果ガス

2. 地域特性

項目		山梨県			長野県		静岡県	
産業廃棄物	年度	2003年度 実績	2010年度 目標	2004年度 実績	2010年度 目標	2003年度 実績	2010年度 目標	
	排出量(単位:千t)	2,000	2,302	3,585	3,611	11,624	11,624	
	再生利用量	993	921	1,475	1,047	4,389	5,000	
	減量化量	751	1,213	2,017	2,492	6,237	5,924	
	最終処分量	247	161	93	72	998	700	
	その他	8	7	0	0	0	0	
温室効果ガス	年度	2005年度 実績	2012年度 目標	2020年度 目標	2004年度 実績	2012年度 目標	2002年度 実績	2010年度 目標
	二酸化炭素排出量 (単位:千t-CO ₂)	6,867	5,869	5,432	16,150	14,350	33,839	29,916
	二酸化炭素以外の排出量 (単位:千t-CO ₂)	320	363	344	1,300	1,490	2,521	1,336
	再生可能エネルギー (単位:千t-CO ₂)	0	-191	-253	—	—	—	—
	森林、緑化吸収量 (単位:千t-CO ₂)	0	-949	-949	0	-1,457	0	-1,100

出典：山梨県 「山梨県廃棄物総合計画」(2006.2)、「山梨県地球温暖化対策実行計画」(2009.3)
 長野県 「長野県廃棄物処理計画(第2期)」(2009.3)、「長野県地球温暖化防止県民計画 改訂版」(2008.2)
 静岡県 「静岡県循環型社会形成計画」(2006.3)、「ストップ温暖化しずおか行動計画」(2006.3)

3.まとめ(1)

環境要素		伊那谷 単独エリア	南アルプス 単独エリア	共通エリア
①大気環境	大気質	大気汚染の観測結果は、概ね環境基準を満足している。 当該地域は、大気汚染防止法の総量規制指定地域とはなっていない。		
	騒音	指定地域がある市町村 13箇所	指定地域がある市町村 8箇所	指定地域がある市町村 22箇所
	振動		指定地域がある市町村 7箇所	
	悪臭			
②水環境	環境基準類型指定	(河川) AA類型 78km A類型 140km B類型 38km C類型 8km (湖沼) A類型 2箇所	(河川) AA類型 53km A類型 1km	(河川) AA類型 116km A類型 218km B類型 70km C類型 16km (湖沼) A類型 3箇所
	代表的な湧水	53箇所	—	4箇所
③土壌環境・ その他	指定区域	3箇所	—	1箇所
	危機にある地形	260km ²	—	270km ²
	保存すべき地形	240km ²	69km ²	89km ²

※有効数字は2～3桁とした。

3. まとめ(2)

環境要素		伊那谷 単独エリア	南アルプス 単独エリア	共通エリア
④動物・ 植物・ 生態系等	自然公園地域	250km ²	250km ²	280km ²
	自然環境保全地域	2.1km ²	6.3km ²	9.5km ²
	鳥獣保護区	320km ²	270km ²	190km ²
	農業地域	1,000km ²	170km ²	1,900km ²
	森林地域	1,630km ²	830km ²	2,080km ²
	植生区分	植林地、落葉広葉樹二次林、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。	常緑針葉樹林自然植生や落葉広葉樹二次林が占める割合が高い。	落葉広葉樹二次林、植林地、耕作地等の人為的な植生が占める割合が高い。
	森林垂直分布	山地帯の割合が半分以上を占める。	山地帯・亜高山帯の占める割合が高く、山地帯及び亜高山帯で全体の80%以上を占める。	山地帯の割合が最も高く、全体の約半分を占める。
	特定植物群落	分布地 1箇所 分布地域 83km ²	分布地 3箇所 分布地域 130km ²	分布地 2箇所 分布地域 120km ²
巨樹・巨木	279本	7本	384本	

※有効数字は2～3桁とした。

3. まとめ(3)

環境要素		伊那谷 単独エリア	南アルプス 単独エリア	共通エリア
⑤景観	景観保存地区 (山梨県)	7.9km ²	5.6km ²	1.5km ²
	歴史景観保全地区 (山梨県)	0.1km ²	—	1.1km ²
	郷土環境保全地域 (長野県)	0.3km ²	—	22km ²
	自然景観資源	伊那谷沿いに段丘が広がり、八ヶ岳周辺などに火山群等が分布する。	断崖・岸壁が広がり、滝が多く点在する。	伊那谷沿いの段丘が一部広がる。
⑥触れ合い活動の場	主要な観光地	37箇所	3箇所	49箇所
⑦文化財	国及び県指定の史跡・名称・天然記念物	国指定 18箇所 県指定 48箇所	国指定 1箇所 県指定 4箇所	国指定 20箇所 県指定 95箇所

※有効数字は2～3桁とした。

3. まとめ(4)

環境要素		山梨県	長野県	静岡県
⑧廃棄物・温室効果ガス	産業廃棄物最終処分量	2003年度実績 247千t 2010年度目標 161千t	2004年度実績 93千t 2010年度目標 72千t	2003年度実績 998千t 2010年度目標 700千t
	二酸化炭素排出量	2005年度実績 6,867千t-CO ₂ 2012年度目標 5,869千t-CO ₂ 2020年度目標 5,432千t-CO ₂	2004年度実績 16,150千t-CO ₂ 2012年度目標 14,350千t-CO ₂	2002年度実績 33,839千t-CO ₂ 2010年度目標 29,916千t-CO ₂